

資料目次

総則編

- 第1図 排出油等防除計画の対象海域及び名称
- 第2図 オイルフェンス展張形態とその展張要領
- 第3図 外洋域におけるオイルフェンス展張例

(参考)

- 参考1 油等汚染事故への準備及び対応のための国家的な緊急時計画
(平成18年12月8日閣議決定)
- 参考2 油等汚染事故に関する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要領
(平成7年5月8日関係省庁申し合せ)

海域編

- 資料1 油等保管施設一覧
- 資料2 油等保管施設位置図
- 資料3 係留施設一覧
- 資料4 係留施設位置図
- 資料5 通航船舶の状況
- 資料6 特定港入港船舶状況表
- 資料7 要救助海難発生状況表
- 資料8 要救助海難発生状況図
- 資料9 油等による海洋汚染発生状況表
- 資料10 油等による海洋汚染発生状況図
- 資料11 過去の代表的な大規模排出油等事故の概要
- 資料12 気候表
- 資料13 海流図
- 資料14 漁具定置箇所位置図
- 資料15 海域周辺環境図
- 資料16 風・海潮流による排出油の移動距離表
- 資料17 海洋汚染想定図
- 資料18 有害液体物質の挙動による分類
- 資料19 有害液体物質の分類・品目別取扱量
- 資料20 流出後の物質の分散経路
- 資料21 排出油等防除資材等保有状況

資料 2.2 連絡系統図及び連絡先

資料 2.3 防災相互通信無線局保有状況

資料 2.4 海上災害防止センターの契約防除措置実施者一覧

資料 2.5 排出油等の防除に関する協議会一覧

(参考)

参考 1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況

参考 2 海上保安庁以外の主な排出油等防除資材保有状況

参考 3 大型油回収船一覧

第 1 図 排出油等防除計画の対象海域及び名称

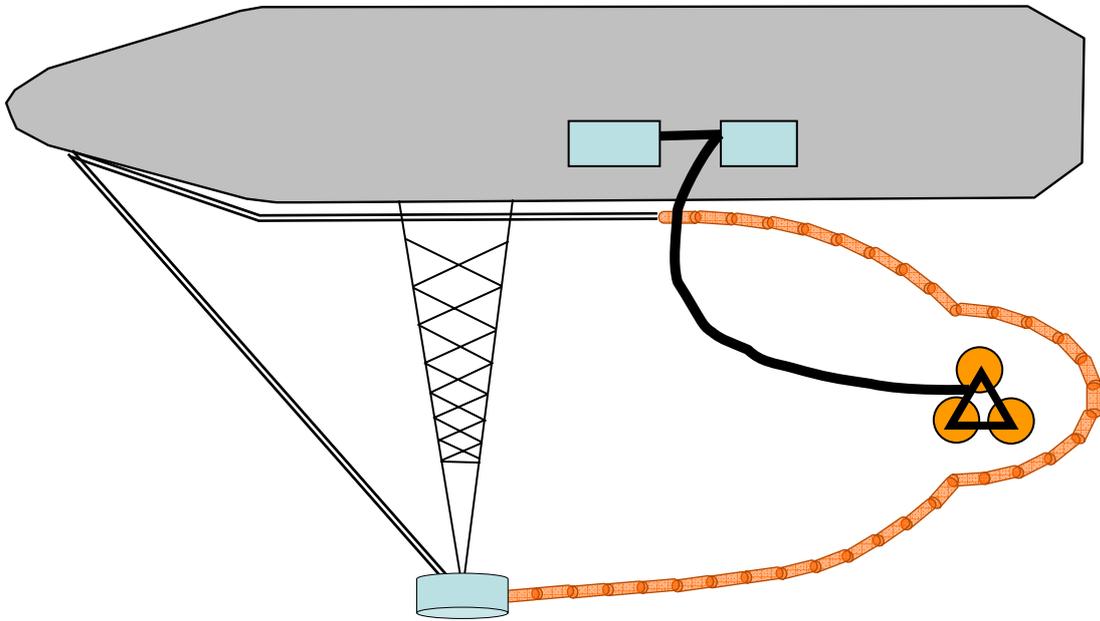


第2図 オイルフェンスの展張形態とその展張要領

区分	展張図	展張概要
A法 (包围)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 最も一般的な展張方法で、風潮流がいずれかの方向から来ても対応できるように排出源を包围する方法。 流出初期又は単時間当たりの流出量が多くなく、風や潮流の影響が少ない場合に用いる。 (2) 風及び潮流によりオイルフェンスから漏洩することがあるので、状況に応じ二重三重に展張する。 (3) 必要に応じ作業艇、油回収艇等の出入りのため出入口を設ける。 (4) 陸上からの流出の場合は陸岸をオイルフェンスの一部として流出油を包围する。 (5) 流出量の少ない場合は流出源の船舶をオイルフェンスの一部として流出油を包围することも考えられる。
B法 (待受け)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 風潮流等が一定で、油の流行が安定している場合や、流出量が多く包围するためのオイルフェンスが不足する場合、あるいは風潮流の影響が大きく包围が困難な場合等に用いる。 (2) 流出源からある程度離れた位置で待受け捕捉する。 (3) 状況に応じ二重三重に展張する。 (4) 潮流の強い狭水道等で転流時が近い場合は、転流後を考え状況に応じ反対側にも展張する。
C法 (閉鎖)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 港内の狭い水路、運河等での流出油事故の場合に用い、水路等をオイルフェンスで閉鎖して油の拡散を防止する。 (2) 水の流れが強くオイルフェンスで閉鎖することが困難な場合、あるいは、船舶交通上、水路を閉鎖して展張することが困難な場合は、中央を空けて展張する。 (3) 潮汐の上下により、オイルフェンスと陸岸の接続箇所隙間が出来て油が漏洩するおそれがあるので注意を要する。 (4) オイルフェンスをくり抜けて漏洩する油を捕捉するため必要に応じ二重三重に展張する。
D法 (誘導)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 流出量が多く、かつ、風、潮流の影響が大きいため、流出油を現場で包围できないとき、海岸の保全、水産資源保護のため保護水面の前面にオイルフェンスを展張し、影響の少ない海面に誘導する場合、あるいは、地勢等により現場付近で回収作業が困難なとき、作業可能な海面まで誘導する場合等に用いる。 (2) 状況に応じ二重三重に展張する。 (3) 風、潮流が強く錨によるオイルフェンスの係止が困難な場合はE法を併用する。
E法 (移動)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 水深が深く又は風潮流が強い等の理由で錨を使用出来ない場合、風又は潮流が強くて錨で係止できない場合、あるいは海面に広がっている浮流油を集油したり回収しやすい場所まで移動させる場合等に用いる。 (2) オイルフェンスの両端を2隻の作業船艇にて油が潜り抜けられない程度で速度で曳航し、浮流する油を大まわしに囲む。 (3) 包围後、作業艇の代わりにシーアンカーやチェーン等の抵抗物を付けることも有効である。 (4) オイルフェンスを曳航する場合、水圧により過度の張力がかかり破損するおそれがあるので慎重に作業する必要がある。

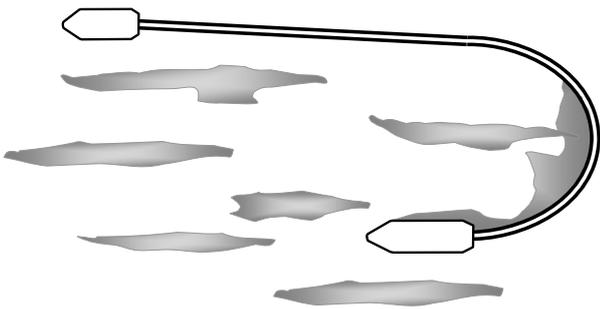
第3図 外洋におけるオイルフェンス展開例

a

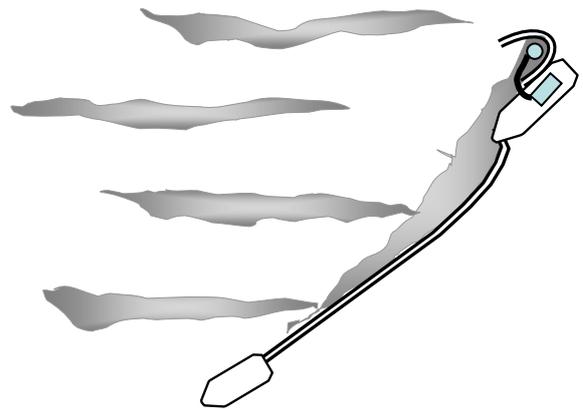


1船による油回収システムの例

a



b



2船による油回収システムの例

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について

〔 平成 1 8 年 1 2 月 8 日
閣 議 決 定 〕

1 9 9 0 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（平成 7 年条約第 2 0 号）第 6 条及び 2 0 0 0 年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書第 4 条の規定に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画を別紙のとおり定める。

これに伴い、油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成 9 年 1 2 月 1 9 日閣議決定）は、廃止する。

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画

第1章 序説

第1節 計画の目的

四面を海に囲まれた我が国は、海洋を取り巻く多様な自然環境に恵まれるとともに、そこに存在する豊かな漁場等から多くの恩恵を受けるなど、海洋環境との密接な関係の中で国民生活が営まれている。このようなことから、我が国周辺海域において、万一、油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）による汚染事件（放射性物質による汚染事件については、原子力災害対策特別措置法等により国家的な体制が確立されていることから、本計画の対象としない。以下「油等汚染事件」という。）が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講ずることが、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から必要不可欠である。また、我が国が世界有数の海運国でありエネルギー輸入国であることを考慮すると、我が国がこのような準備及び対応の体制を整備しておくことは極めて重要である。この場合、国、地方公共団体を始め、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界、漁業関係者その他の官民の関係者が一体となって取り組むことが重要である。

このような考え方を踏まえ、この計画は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」第6条(1)(b)及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」第4条(1)(b)に規定する「準備及び対応のための国家的な緊急時計画」として、油等による汚染に係る準備及び対応に関する我が国の体制を体系的に取りまとめたものであって、国際約束の的確な実施を確保するとともに、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため

油等汚染事件に我が国が迅速かつ効果的に対応することを目的として策定するものである。

第2節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づく排出油等防除計画、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）に基づく石油コンビナート等防災計画並びに緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）と調和を保ったものであり、これらと相まって油等汚染事件に迅速かつ的確に対応できるよう策定するものである。

第2章 油等汚染事件に対する準備に関する基本的事項

第1節 油等汚染事件に関する情報の総合的な整備

油等汚染事件への対応を総合的かつ効果的に実施するため、関係行政機関は、内外の関係情報を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するとともに、関係行政機関で構成する「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）」等の場を通じて相互に交換する。

海上保安庁は、それぞれの関係行政機関が把握している国内の各種分野の専門家及び排出された油等（以下「排出油等」という。）の防除資機材に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、油等汚染事件への準備及び対応に関する活動に活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制の確立に努める。

また、関係行政機関は、油等汚染事件による環境への影響を迅速に把握

・評価し、また、油等汚染事件に対応する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報）を収集・整理し、適宜最新のものとして維持する。さらに、収集・整理した情報は、それぞれの行政に反映できるよう共有するとともに、情報図として整備する等その内容を充実し、関係行政機関、地方公共団体等において有効に活用できる体制の確立に努める。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う油等汚染事件への準備及び対応に関する活動の促進を図るため、関係行政機関は、地方公共団体の要請に応じて適切に関係情報を提供するよう努める。

第2節 対応体制の整備

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。この場合、関係行政機関は、関係省庁連絡会議の場等を通じ、油等汚染事件に対する協力体制について必要な調整を行う。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海防法に基づき排出油等防除計画を作成するとともに、海上における特殊な災害に対応する特殊救難隊及び機動防除隊の育成強化を図り、船艇・航空機による24時間の出動体制を確保する。また、独立行政法人海上災害防止センター（以下「海上災害防止センター」という。）における防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保に努める。

また、海防法に基づき、管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者等は、官民合同の組織として排出油等の防除に関する訓練の実施、重要事項の協議等を行う排出油等の防除に関する協議会を、関係地方行政機関、地方公共団体等と連携し、必要に応じて組織し、対象海域の広域化、それぞれの機関の防除の実施に関する役割分担の明確化等に努める。

水産庁及び環境省等は、油等汚染事件発生時における環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。

第3節 通報・連絡体制の整備

船舶の船長、施設（陸地にあるものを含む。）の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋への大量の油等の排出があった場合及び排出のおそれのある場合には、海防法に基づき、電話、電信その他のなるべく早く到達するような手段により、直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

また、石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩その他の異常な現象が発生した場合には、石災法に基づき直ちに消防署等に通報する。

さらに、鉱業権者は、自らが管理する鉱山施設等において大量の油等の海洋への排出があった場合及びそのおそれがある場合には、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づき直ちに産業保安監督部等に通報する。

海面に大量の油等が広がっていることを発見した者その他海上における異常な現象を発見した者においても同様に直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

海上保安部署等、消防署、警察署等においては、24時間の情報収集体制を確保する。

関係行政機関、地方公共団体等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は関係団体等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線の活用等により通信手段の確保を図るよう努める。

第4節 関係資機材等の整備

船舶所有者等は、海防法に基づき、排出油等の防除措置を実施するため必要な資機材等を備え付けるとともに、当該資機材等を適切に使用することができるよう、その備付け場所、管理、設備等に関し、必要な措置を講じておくものとする。また、海上災害防止センターは、同法に基づき、海上保安庁長官の指示若しくは船舶所有者等の委託により防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な資機材等を保有する。

また、鉱業権者は、鉱山保安法に基づき、排出油等の防除措置を実施するために必要な資機材を備える。

石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩に備え、石災法に基づく資機材を備え付ける。

港湾管理者は、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、港湾区域内に流出した油等の防除に必要な資機材を備える。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、船艇、航空機、情報通信施設、排出油等の防除資機材等の整備を推進する。

経済産業省は、関係者の利用に供するため、石油事業者団体等が行う排出油等の防除資機材の整備事業及び当該事業の普及・啓蒙を推進する。

水産庁は、油等汚染事件による漁場等の汚染の防止又は軽減を図るための資機材の整備を推進する。

環境省は、野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が適切に整備されるよう措置する。

関係行政機関は、各行政分野において、油等汚染事件への対応のため必要な資機材の整備に努める。

地方公共団体は、必要に応じ、油等汚染事件への対応のため必要な排出油等の防除資機材等の整備に努める。

また、必要な排出油等の防除資機材が、現場に迅速に配置され、活用できるよう日頃から官民の連携の確保に努める。

第5節 訓練等

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、事件の形態・規模、気象・海象、油等の性状等様々な条件設定の下でのシミュレーション訓練手法を導入するなど工夫した関係機関相互の有機的連携に重点を置いた総合的かつ実践的な訓練を、排出油等の防除に関する協議会等を活用して行う。訓練後には、その評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、それぞれの機関の対応体制等の改善を行う。

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材の育成に努める。

環境省は、野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行う。

また、海上災害防止センターは、海防法に基づき、よりの確な防除技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業を行うとともに、自らの防災措置に関する技術の向上に努める。

これらの訓練等の実施に当たっては、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から適切に実施されるよう配慮するものとする。

関係行政機関は、関係者に対し講習会、訪船指導等を通じ、油等汚染事件発生の防止及び当該事件発生の際の対応に関する指導を行い、これを通じて海洋環境の保全に係る思想及び技術の普及・啓蒙を図る。

民間事業者は、油等汚染事件発生の際に迅速かつ的確に対応できるよう、積極的に訓練等を行うとともに、人材の育成に努める。

第6節 近隣諸国等との協力体制

外務省は、国土交通省及び海上保安庁と協力しつつ、近隣諸国等との油等汚染事件発生時の連絡体制の強化や要請に応じた資機材の提供等、海洋汚染に関する協力体制の一層の強化に努める。

第3章 油等汚染事件に対する対応に関する基本的事項

第1節 保護対象についての基本的な考え方

油等汚染事件に対しては、海洋環境の保全の観点並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点の両面に配慮して適切な対応方策を講ずるものとする。この場合、第2章第1節の各海域ごとの情報等も踏まえて、被害の発生が最小限となるように措置を講ずるものとする。

第2節 対応体制の確立

油等汚染事件が発生した場合、関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。

海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を油等汚染事件の規模及び収集した被害情報から判断し、必要な場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の災害派遣の規定に基づき、直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

自衛隊は、当該要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

関係行政機関は、大規模な油等汚染事件が発生した場合には、事件及び被害の第一次情報についての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁連絡会議を開催する。

内閣危機管理監は、大規模な油等汚染事件が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行う必要がある場合は、事態に応じ、緊急参集チームを官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関

する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する。

国は、油等汚染事件が発生した場合において、収集された情報により、事件の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、内閣総理大臣に報告の上、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。この場合、警戒本部及びその事務局の設置場所は、原則海上保安庁内とする。また、警戒本部が設置された場合は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、現地に管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置する。この場合、連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則管区海上保安本部内とする。

国は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、直ちに原則国土交通大臣（石炭法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。）からの油等汚染事件については総務大臣）を本部長とする災対法に基づく非常災害対策本部を設置する。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行う。この場合、非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則国土交通省内（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については消防庁内）とする。また、非常災害対策本部は、関係地方行政機関、関係地方公共団体等のそれぞれの機関が実施する応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要があるときは、原則国土交通副大臣（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については総務副大臣）を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する。

なお、警戒本部又は非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部等」という。）は、官邸対策室と緊密に連携を図るものとする。

関係行政機関又は非常災害対策本部は、現地の状況を把握し、迅速かつ

的確な対策の実施等に資するよう、必要に応じ、調査団を現地に派遣する。

地方公共団体は、必要に応じ、災対法に基づく災害対策本部等を、又は石災法に基づく石油コンビナート等防災本部の現地防災本部を設置する。

関係行政機関、地方公共団体等は、これら本部が設置された場合には、職員を派遣するなどして、これら本部との間における情報の交換を促進し、油等汚染事件への的確な対応体制を確保する。

国と地方公共団体等との情報の交換には、連絡調整本部又は非常災害現地対策本部を活用する。

第3節 油等汚染事件に関する情報の連絡

油等汚染事件の発生又は発生するおそれについて連絡を受けた海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、あらかじめ定められた連絡網に従い、官邸、他の関係行政機関、地方公共団体等に、入手した情報、対応に必要な情報を提供する。

関係行政機関、地方公共団体等は、被害情報、対策実施情報等を、官邸対策室又は非常災害対策本部等（設置された場合に限る。以下同じ。）に連絡（地方公共団体等は、関係行政機関又は連絡調整本部若しくは非常災害現地対策本部を介して連絡）し、当該連絡を受けた官邸対策室又は非常災害対策本部等は、必要に応じ、内閣総理大臣に報告するとともに、関係機関に連絡する。

関係行政機関、地方公共団体等は、当該油等汚染事件に対し迅速かつ適切に対応する観点から、事件の収束に至るまで、必要に応じ、相互に緊密な情報の交換を行う。

第4節 油等汚染事件の評価

海上保安庁は、油等汚染事件発生 of 情報を入手したときは、更に詳細な情報を得るよう努め、船艇、航空機を油等汚染事件発生場所に急行させるほか、必要に応じ、派遣された自衛隊機等の協力を得て、当該事件の調

査を行う。事件の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析し、第2章第1節の情報を踏まえ、気象・海象の状況、船舶交通の状況等を考慮して、当該事件の影響を評価し、対策の実施に資するよう、これを官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

また、水産庁及び環境省は、海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油等汚染事件が野生生物及び漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、これを、野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

第5節 油等防除対策の実施

- 1 油等汚染事件が発生した場合、海防法に基づき応急措置を講ずべき船長等及び防除措置を講ずべき船舶所有者等の関係者による措置が実施されることになるが、海上保安庁はこれらの措置義務者の措置の実施状況等を総合的に把握し、措置義務者に対する指導、援助・協力者に対する指導を行う。防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、海上保安庁はこれらの者に対し、防除措置を命ずる。

緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、海上保安庁は、自ら防除措置を実施し、又は海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

- 2 油等汚染事件が発生した場合の排出油等の防除には、例えば、次のような措置があるが、排出油等の種類及び性状、排出油等の拡散状況、気象・海象の状況その他の種々の条件によってその手法が異なるので、防除作業を行うに当たっては、まず、排出油等の拡散、性状の変化及び化学変化の状況について確実な把握に努め、第4節の評価の結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係行政機関、地方公共団体等が協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に排出油等の拡散の防止、回

収、処理等を実施する。この場合において、海上保安庁その他の関係行政機関等は、他の関係行政機関、地方公共団体等に対し、防除措置の実施に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力要請できるものとし、当該要請を受けた関係行政機関、地方公共団体等は、当該協力の必要の有無等を判断し、必要な協力を行う。

自衛隊は、防除措置の実施に必要な資機材の輸送について、関係行政機関又は地方公共団体から依頼があった場合、輸送の必要の有無等を判断し、航空機、艦船等の輸送手段を使用して必要な支援を行う。

(1) 排出防止措置

引き続き油等の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の油等を他船又は他の施設へ移送するいわゆる瀬取りを行う。

(2) 拡散防止措置

排出油等は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するものもあるため、油等汚染事件が発生した場合には、必要に応じ、直ちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展開して排出油等を包囲し、拡散を局限する。

また、揮発性を有する油等の防除に当たっては、排出油等の性状等に応じ、周囲の状況等を勘案して薬剤等の使用により蒸発ガスの発生を抑制する措置を講ずるものとする。

(3) 回収措置

排出油等の回収方法としては、回収船、回収装置等を使用して回収する機械的回収、吸着材、ゲル化剤等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ひしゃく、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収があり、状況に応じてこれらの回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。

(4) 分散処理等

放水装置による放水若しくは船舶の航走により油等を攪拌し、又

は処理剤等を使用して油等の分散を促し、大気若しくは海中へ分散させ、生物・自然分解を促進させる処理がある。これは、回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場又は養殖場の分布等の状況を勘案して、(3)に掲げる回収方法のみによることが困難な場合において実施するものとする。

3 防除措置を実施するに当たっては、第2章第1節の情報図などを参考にし、それぞれの手法の特質と海洋環境への影響を総合的に考慮して実施すること、できる限り海上での回収に努めること、また、海岸等に漂着させざるを得ない場合においてもその後の回収作業や、影響を受けた環境の修復が比較的容易と想定される場所に誘導すること等に注意を払う必要がある。

4 排出油等が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した排出油等の除去のための措置が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該除去のための措置の実施状況等を把握するとともに、迅速かつ効果的な防除作業が実施されるよう、関係機関の出動可能勢力、当該防除作業への支援体制等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うよう努める。

関係行政機関、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者等は、必要に応じ、協力して、漂着した排出油等の除去のための措置を実施する。この場合において、必要な措置を、地元住民、ボランティア等の協力を得て実施する機関等は、第7節の健康安全管理のための体制整備のほか、円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制の整備に努める。

5 回収した油等(油等によって汚染されたものを含む。以下同じ。)は、船舶所有者等の関係者による処理が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該回収した油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な貨物船・タ

ンカー等、回収した油等の処理施設・当該受入可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど、必要な支援体制の整備に努める。

関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、回収した油等の処理を実施する。

6 油等のうち、引火性や毒性を有するものが排出された場合には、特に以下の点に留意し、防除措置等を実施するものとする。

(1) 火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、検知器具を用いて危険範囲の確認、火気の使用制限等の危険防止措置を講ずるものとする。

(2) 排出された物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。

(3) 海上保安庁は、排出された物質の種類及び性状、影響を及ぼす範囲等に関する情報の把握に努め、入手した情報を関係行政機関、関係地方公共団体等に速やかに提供するものとする。

(4) 沿岸域において大規模な汚染事件が発生した場合には、関係行政機関、地方公共団体等は、付近住民の生命及び身体を保護するため、必要に応じ、災対法に定めるところに従い、住民の避難等所要の措置を講ずるものとする。

第6節 資機材等に関する情報の提供等

海上保安庁は、第2章第1節の分野別専門家及び排出油等の防除資機材に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制を確保する。

経済産業省は、第2章第4節の石油事業者団体等が行う整備事業において、船舶所有者等の関係者等からの要請に応じて排出油等の防除資機材に関する情報の提供及び排出油等の防除資機材等の貸出しを行い得る体制を確保する。

総務省は、通信機器を、関係業界団体の協力を得る等により、必要に応じて又は関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて供給し得る体制を確保する。

第7節 防除作業実施者の健康安全管理

厚生労働省及び環境省は、防除作業が実施される場合には、油等の成分、漂着状況等を踏まえ、防除作業における健康又は安全上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供する。

防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等は、防除作業を実施する者の健康及び安全上の配慮事項について関係者等及び作業現場への周知を図るなど、健康安全管理のための体制整備に努める。

第8節 野生生物の救護の実施

環境省は、油等汚染事件により野生生物に被害が発生した場合には、排出油等が付着した野生生物の洗浄、排出油等付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第9節 漁場保全対策等の実施

水産庁は、油等汚染事件により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合、又は生じた場合には、必要に応じて排出油等の回収等の保全、修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第10節 海上交通安全の確保及び危険防止措置

油等汚染事件の発生により航路筋が閉そくされる等により現場周辺の海域において船舶交通が混雑し、新たな海難が発生する危険が生じ、あるいは、防除作業の円滑な実施の妨げとなる場合には、海上保安庁は、必要に

応じ、海防法等に基づき、船舶の退去、航行制限等の措置を講ずる。

第11節 広報等

船舶交通の安全の確保、付近住民の安全確保、防除作業の円滑な実施等を図るため、関係行政機関、地方公共団体等は、それぞれ必要に応じ、他の関係行政機関、地方公共団体等と連絡調整を図り、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

油等汚染事件が発生した場合には、同様の事件の発生の防止及び一般的な油等汚染事件発生時の対応に関する知識の充実に資するため、関係行政機関、地方公共団体等は、当該事件の原因、汚染の状況、講じた対策等についての状況を記録する。

第12節 事後の監視等の実施

関係行政機関、地方公共団体等は、前節までに定める措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、油等汚染事件による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、関係行政機関、地方公共団体等は、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施する。

第4章 関係行政機関等の相互の連携等

第1節 国家的な連携

関係行政機関は、所掌事務及び関係法令に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のため必要な施策の総合的な企画及び推進、関係法令の整備、調査研究の推進等を積極的に実施する。この場合において、関係行政機関は、関係省庁連絡会議等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努め

る。

また、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界その他の関係業界団体は、その能力を活用し、油等汚染事件への準備及び対応に関し、積極的に取り組むことが期待され、国は、これら関係者を積極的に支援するとともに、これら関係者との連携の確保に努める。さらに、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第2節 地域的な連携

関係地方行政機関等は、所掌事務及び関係法令に基づき、第1節の国家的な連携の下に推進される施策と密接な連携の下に、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を推進する。

また、地方公共団体等、民間事業者その他の関係者は、関係法令に基づく責務に応じ、又は自発的に、その能力を活用し、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を積極的に推進することが期待される。

この場合において、関係者は、排出油等の防除に関する協議会等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。また、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第5章 その他の事項

第1節 調査研究、技術開発の推進

関係行政機関は、油等汚染事件の防止並びに当該事件による排出油等の防除及び海洋環境への影響の防止に関する調査研究、技術開発を、必要に応じ、民間との連携を図りながら推進する。

第2節 計画の見直し

国は、この計画の見直しについて随時検討し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要綱

平成 7 年 5 月 8 日

関係省庁申合せ

(最終改正 平成19年 4 月 1 日)

1. 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定。以下「国家的緊急時計画」という。)及び災害対策基本法(昭和36年法律第233号)に基づく防災基本計画を踏まえ、関係省庁相互の密接な連携と協力の下に、油等汚染事件への準備及び対応を迅速かつ効果的に実施するため、「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議は、別記の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を連絡会議に参加させることができる。
3. 連絡会議の事務局は、関係省庁の協力の下、海上保安庁が担当するものとする。ただし、石油コンビナート等特別防災区域から油等汚染事件が発生した場合は、消防庁が担当するものとする。
4. 連絡会議開催の発議については、構成員は事務局と緊密な連絡をとって行うものとする。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において定める。
6. 連絡会議においては、油等汚染事件への準備及び対応に関し必要な連絡、調整等を行うものとする。特に、大規模な油等汚染事件発生時には、事件及び被害の第1次情報に対する確認及び共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
また、国家的緊急時計画の見直し作業についても行うものとする。

別 記

内閣官房 内閣参事官

内閣府 政策統括官付参事官（災害応急対策担当）

警察庁 生活安全局地域課長

総務省 大臣官房総務課長

消防庁 予防課特殊災害室長

法務省 入国管理局入国在留課長

外務省 国際協力局専門機関課長

文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設企画課長

研究開発局海洋地球課長

厚生労働省 労働基準局安全衛生部計画課長

水産庁 増殖推進部漁場資源課長

経済産業省 産業技術環境局環境指導室長

製造産業局化学課長

資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課長

原子力安全・保安院鉱山保安課長

国土交通省 総合政策局環境・海洋課海洋室長

総合政策局技術安全課長

河川局砂防部保全課海岸室長

海事局総務課海事保安・事故保障対策室長

港湾局総務課危機管理室長

港湾局国際・環境課長

気象庁 総務部企画課長

海上保安庁 警備救難部環境防災課長

海洋情報部環境調査課長

海洋情報部海洋情報課長

環境省 地球環境局環境保全対策課長

防衛省 大臣官房文書課環境対策室長

運用企画局事態対処課長

資料1 油等保管施設一覧 (500k1以上の油等保管施設を有する事業所)

平成19年10月1日現在

区	分地区名	番号	事業所名	所在	容量500k1以上の油保管施設基数	最大油保管施設容量(k1)	油保管施設総容量(k1)	取扱油種	備考
石油コンビナート等特別防災区域	御坊	1	関西電力(株) 御坊発電所	塩屋町南塩屋字富島1-3	6	60,000	246,000	原油、重油	
その他	田辺	2	紀洋石油(株) 文里油槽所	田辺市文里1-7-22	0	350	1,300	重油、軽油、灯油	
その他	田辺	3	和歌山県漁業協同組合連合会田辺支部	田辺市江川42-33	0	470	634	A重油、軽油、灯油	
その他	串本	4	和歌山県漁業協同組合連合会串本支部	串本町串本1735-61	1	500	1,160	重油、軽油、灯油	
その他	勝浦	5	和歌山県漁業協同組合連合会勝浦支部	那智勝浦町大字築地7-12-7	0	470	590	A重油	
その他	勝浦	6	(有)湯川石油店屋外タンク貯蔵所	那智勝浦町勝浦1175-2	0	490	1,310	A重油	
その他	勝浦	7	新日本石油(株)関西支店勝浦油槽所	那智勝浦町字久井1234-10	1	753	2,534	A重油、軽油、灯油、揮発油	
その他	高知	8	日本オイルターミナル(株)高知営業所	高知市五台山外敷4997	15	1,814	21,657	A重油、軽油、灯油、揮発油	
その他	高知	9	出光興産(株)高知油槽所	高知市五台山外敷4988	6	2,000	10,745	A重油、軽油、灯油、揮発油	
その他	高知	10	東西オイルターミナル(株)高知油槽所	高知市五台山字外敷4989	10	1,926	14,703	A重油、軽油、灯油、揮発油、アスファルト	
その他	高知	11	(株)溝淵石油店みませ油槽所	高知市みませ前/山1-34	1	603	917	重油、軽油	
その他	高知	12	日和崎石油(株)石油中ノ島O.D	高知市中之島2-75	0	320	814	重油	
その他	高知	13	(株)溝淵石油店中之島油槽所	高知市中之島2-96	0	180	1,680	重油、軽油、灯油、揮発油	
その他	高知	14	太平洋セメント(株)土佐工場	高知市孕東町25	0	490	670	重油	
その他	須崎港	15	住友大阪セメント(株)高知工場	須崎市神田字大峰272	3	2,055	5,617	A、C重油、潤滑油	
その他	室津港	16	室戸漁業協同組合	室戸市室津3368番地2	1	900	1,475	A重油、軽油	
その他	高知	17	南海化学工業株式会社 土佐工場	高知市棧橋通4丁目10番1号	0	200	2,420	次亜塩素酸カルシウム溶液(X)、次亜塩素酸カルシウム溶液(Y)、水酸化ナトリウム溶液(Y)、硫酸(Y)、塩酸(Z)	有害液体物質保管施設

資料2 油等保管施設位置図



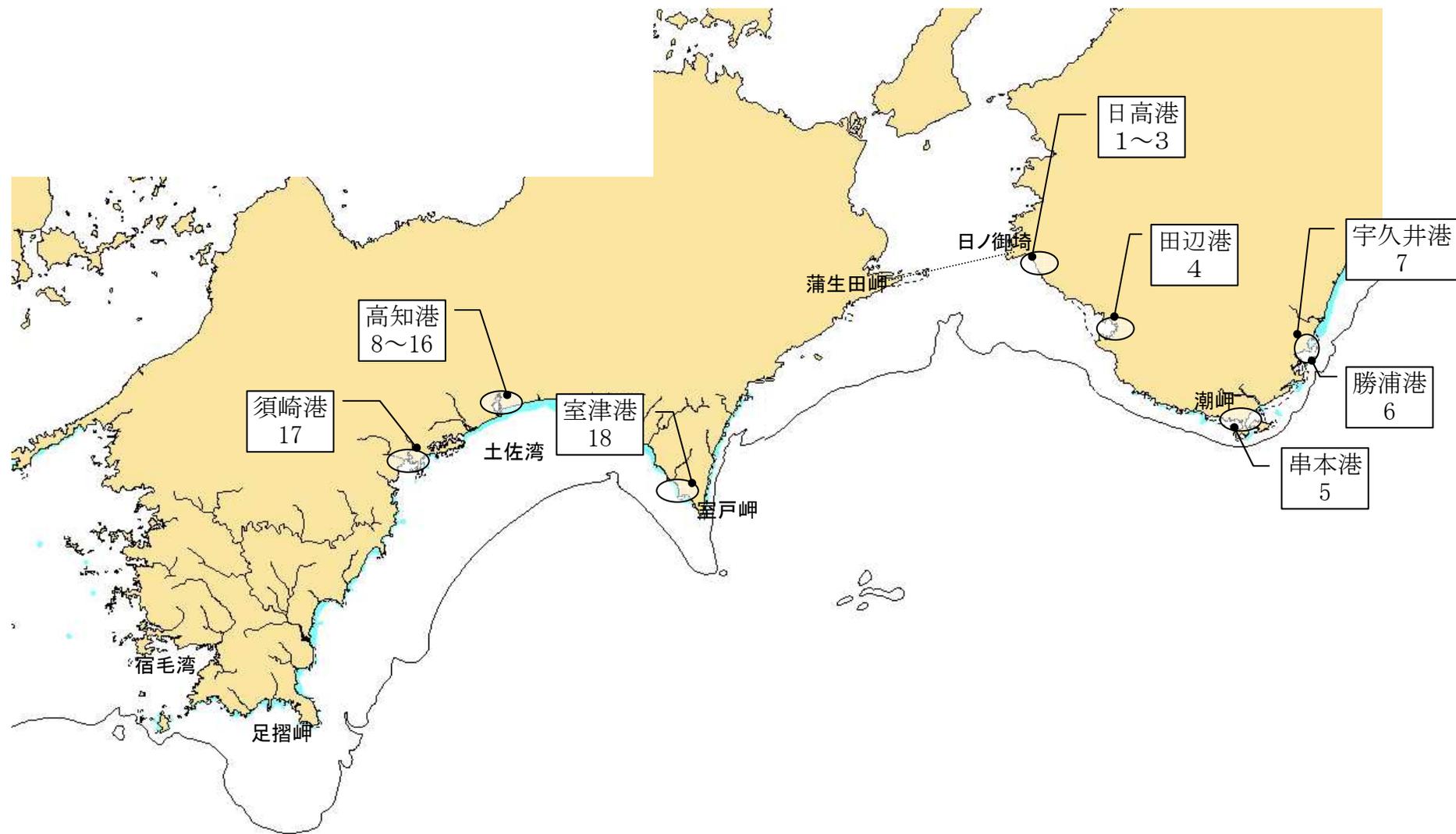
資料3 係留施設一覧（150総トン以上のタンカーを係留する施設）

平成19年10月1日現在

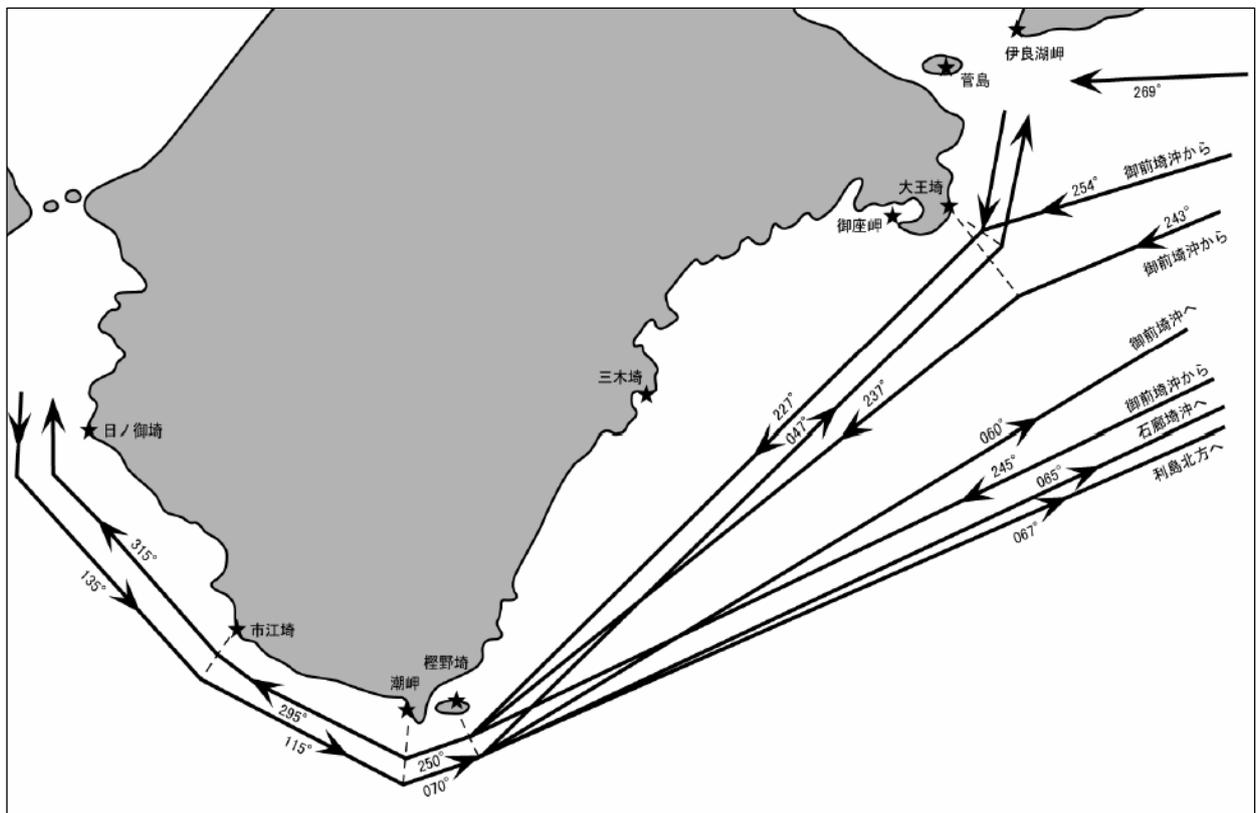
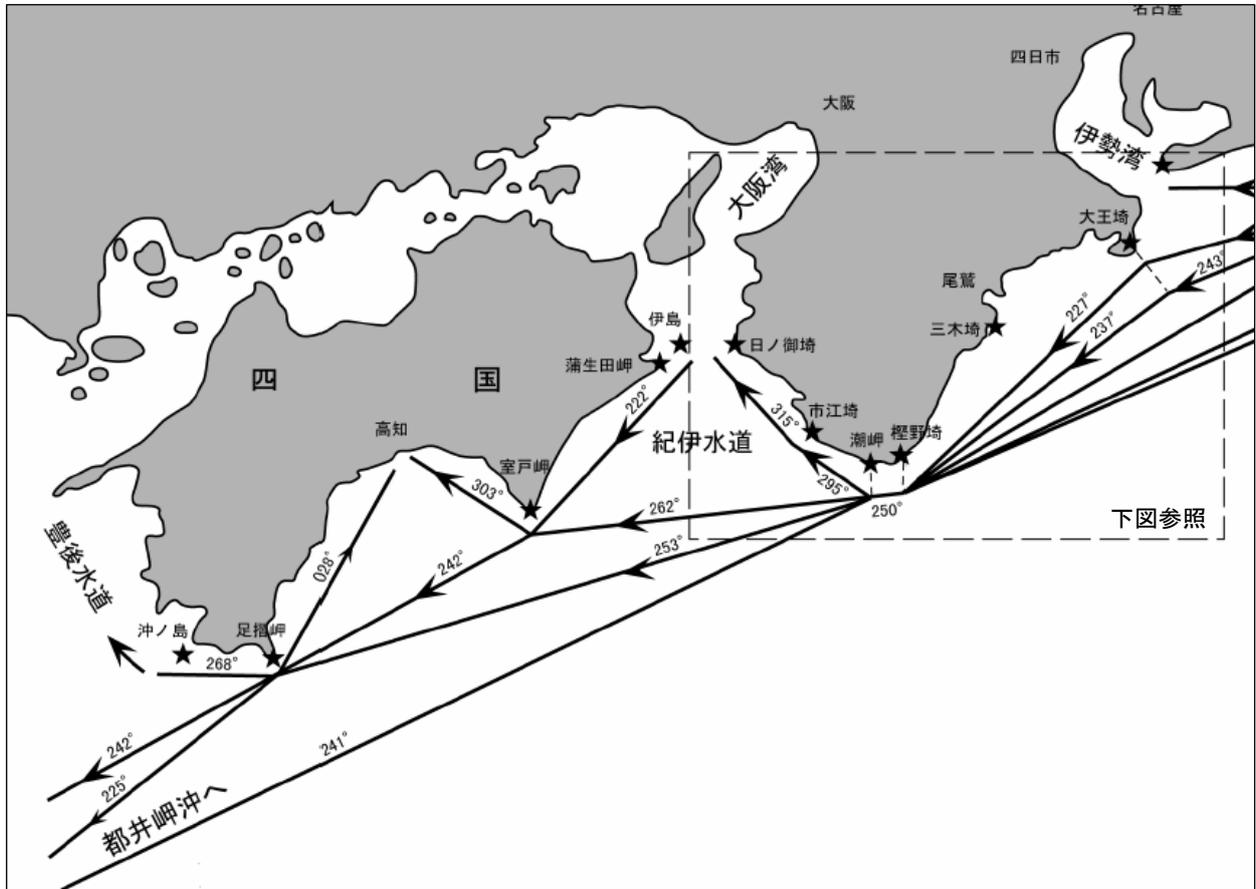
海 域	番号	係 留 施 設 名	所 在	最大着棧船 船	取 扱 油 種	備 考
日高港	1	関西電力(株)御坊発電所第1号岸壁	御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3	3,100	原油、重油	
日高港	2	関西電力(株)御坊発電所第2号岸壁	御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3	3,100	原油、重油、軽油	
日高港	3	関西電力(株)御坊発電所第3号ドック岸壁	御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3	3,100	原油、重油	
田辺港	4	田辺港岸壁	田辺市江川42-33	350	A重油	
串本港	5	串本漁港7m岸壁	西牟婁郡串本町串本1735-61	300	A重油、軽油	
勝浦港	6	(有)湯川石油店屋外タンク貯蔵所	東牟婁郡那智勝浦町勝浦1175-2	200	A重油	
宇久井港	7	新日本石油精製(株)関西支店勝浦油槽所県公共岸壁	東牟婁郡那智勝浦町宇久井1234-10	350	重油、軽油、灯油、揮発油	
高知港	8	日本オイルターミナル(株)高知営業所受入専用棧橋	高知市五台山外4997番地	749	重油、軽油、灯油、揮発油	
高知港	9	日本オイルターミナル(株)高知営業所出荷専用棧橋	高知市五台山外4997番地	749	重油、軽油	
高知港	10	出光興産(株)高知油槽所棧橋ドック	高知市五台山外4988番地	897	重油、軽油、揮発油	
高知港	11	東西オイルターミナル(株)高知油槽所 N01専用棧橋	高知市五台山字4989番地	924	重油、軽油、灯油、ガソリン	
高知港	12	東西オイルターミナル(株)高知油槽所 N01専用棧橋	高知市五台山字4989番地	499	A、C重油	
高知港	13	(株)溝淵石油店みませ油槽所第6埠頭	高知市みませ前ノ山1-34	199	重油、軽油	
高知港	14	(株)溝淵石油店中之島油槽所専用岸壁	高知市中之島2-96	199	重油、軽油、灯油、揮発油	
高知港	15	日和崎石油(株)中之島棧橋	高知市中の島2-75	199	重油	
高知港	16	太平洋セメント(株)土佐工場小型タンカー着船ドック	高知市孕東町25番地	694	重油	

須崎港	17	住友大阪セメント(株)高知工場大峰iパーク	須崎市神田字大峰272番地	450	C重油	
室津港	18	室津新港	室戸市宝津3368番地2	99	A重油	

資料4 係留施設位置図(総トン数150トン以上のタンカーが係留可能な施設)



資料5 通航船舶の状況（航路図）



資料6 特定港入港船舶状況表

(単位:隻数)

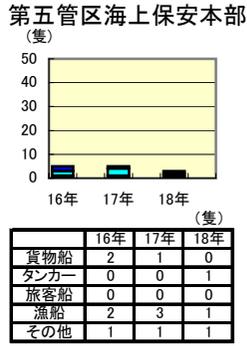
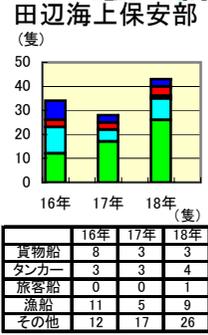
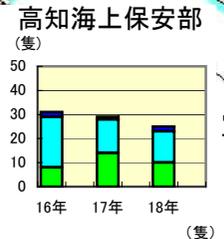
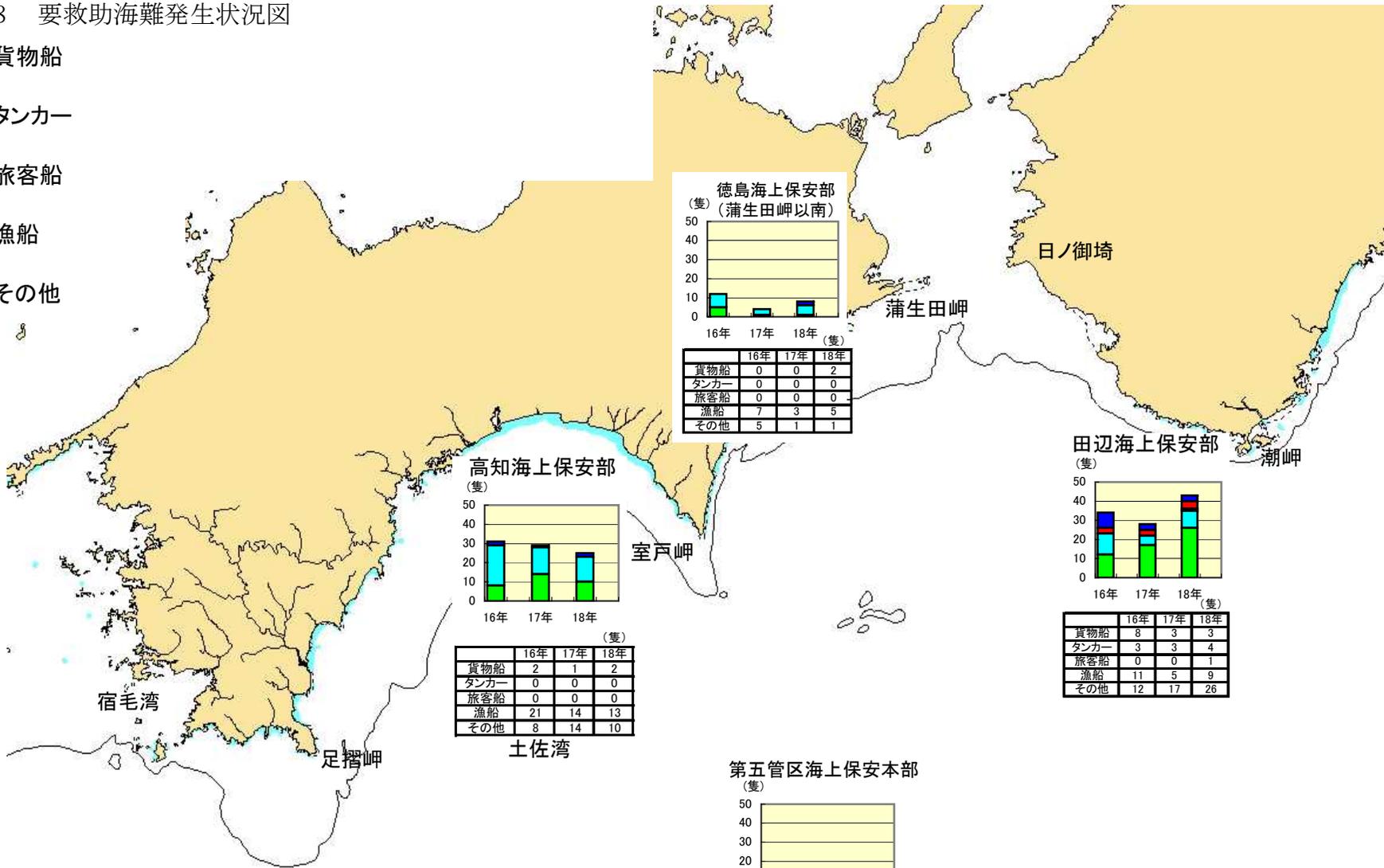
事項別 特定港別	年	トン数階層								合計
		20トン以上 ～ 100トン未満	100トン ～ 500トン	500トン ～ 1,000トン	1,000トン ～ 3,000トン	3,000トン ～ 10,000トン	10,000トン ～ 20,000トン	20,000トン ～ 100,000トン	100,000トン 以上	
田 辺	16	517	397	1	-	-	-	-	-	915
	17	438	441	4	-	-	-	-	-	883
	18	432	462	-	-	-	-	-	-	894
高 知	16	794	1,710	1,426	207	721	194	3	-	5,055
	17	693	1,672	1,437	163	589	106	5	1	4,666
	18	724	1,595	1,294	166	440	34	7	-	4,260

資料7 要救助海難発生状況表

用途	海難の種類 年	衝突	乗揚	転覆	浸水	推進器障害	舵故障	機関故障	火災	爆発	行方不明	運航阻害	安全阻害	その他	計
貨物船	16	5	1				1	3					2		12
	17	2	1					2							5
	18	3	1		1			1					1		7
タンカー	16	1						2							3
	17	2						1							3
	18		1					3	1						5
旅客船	16														0
	17														0
	18											1			1
漁船	16	14	5	1	2	1	1	2	5	2		4		4	41
	17	3	7	1	1	1		2	1	1		5		3	25
	18	10	6	3	1	1		5	1			1			28
その他	16	5	3	3	1	3	1	6				2	1	1	26
	17	2	5	3	1	7	2	6	1			2		4	33
	18	4	11	1	2	5	2	3				9	1		38
計	16	25	9	4	3	4	3	13	5	2	0	6	3	5	82
	17	9	13	4	2	8	2	11	2	1	0	7	0	7	66
	18	17	19	4	4	6	2	12	2	0	0	11	2	0	79

資料8 要救助海難発生状況図

- 貨物船
- タンカー
- 旅客船
- 漁船
- その他



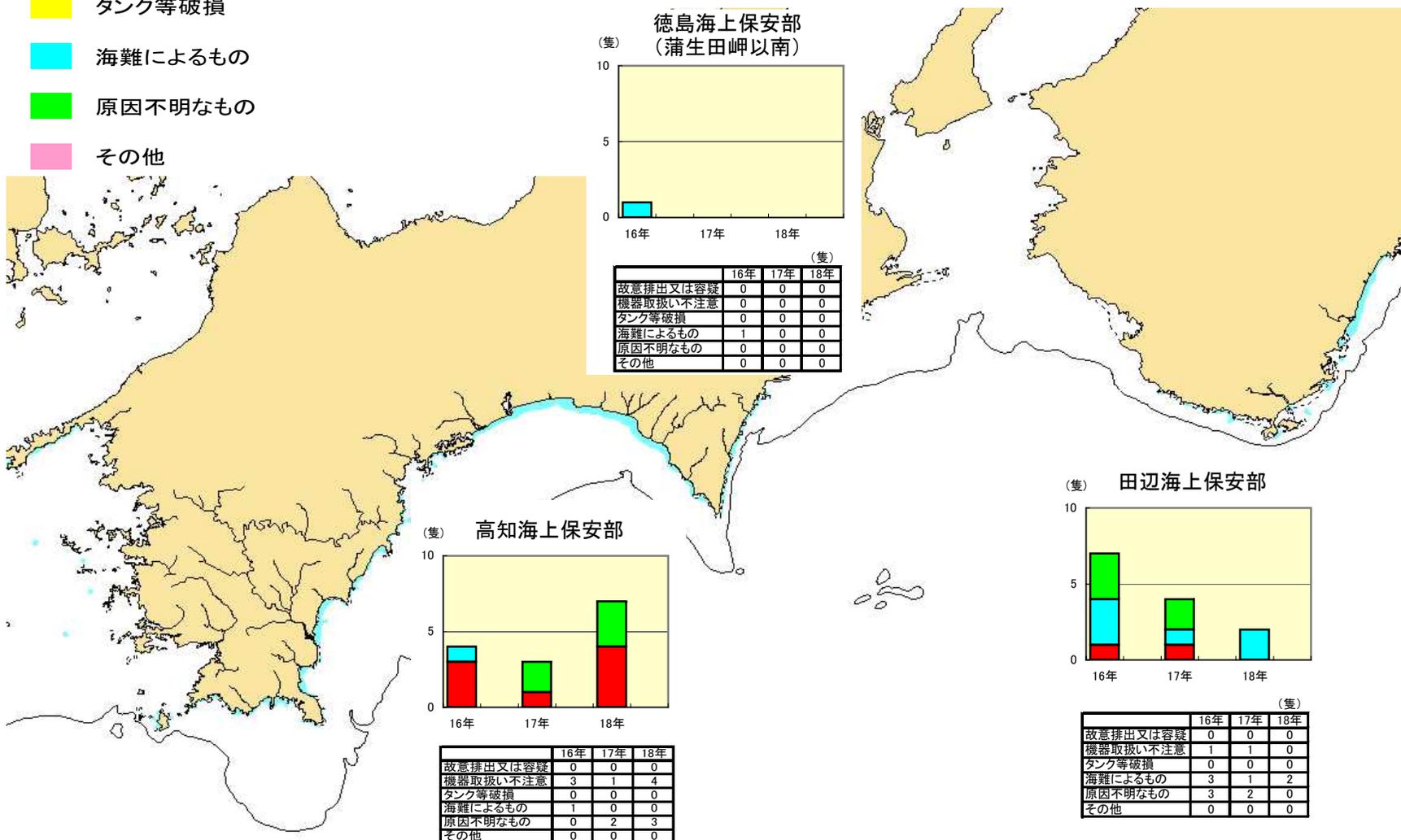
資料9 油等による海洋汚染発生状況表

平成19年10月1日現在

排出源	原因	故意排出又は容疑のあるもの	器機取扱い不注意によるもの	タンク等の破損によるもの	海難によるもの	原因不明なもの	その他	計
	年							
船舶	16	0	4	0	5	0	0	9
	17	0	1	0	1	0	0	2
	18	0	4	0	2	0	0	6
陸上	16	0	0	0	0	0	0	0
	17	0	1	0	0	0	0	1
	18	0	0	0	0	0	0	0
不明	16	0	0	0	0	3	0	3
	17	0	0	0	0	4	0	4
	18	0	0	0	0	3	0	3
計	16	0	4	0	5	3	0	12
	17	0	2	0	1	4	0	7
	18	0	4	0	2	3	0	9

資料10 油等による海洋汚染発生状況図(平成16~18年)

- 故意排出又は容疑
- 機器取扱い不注意
- タンク等破損
- 海難によるもの
- 原因不明なもの
- その他



資料 11 過去の排出油事故の概要

- 1 平成 16 年 8 月 24 日午前 8 時 35 分頃、高知港内において漁船(407t)が給油作業中、担当者の過失により甲板上の空気抜管から A 重油がオーバーフローし、約 680L が海上に流出した。
船主及び関係機関等により、浮流油の防除作業が実施され、流出した油の殆どは回収された。
- 2 平成 18 年 9 月 2 日午前 2 時 0 分頃、和歌山県潮岬西方にて売船のため中国向け曳航されていた客船(5105t) が浸水沈没した。船には、軽油約 300L が搭載されており、沈没位置から断続的に油が湧出し南東方向に帯状に浮流油が広がった。
海上保安庁及び船主手配の漁船により航走拡散等の防除作業を実施した結果、油は拡散消滅した。



資料 1 2 気候表

(1) 高知

北緯33度33.9分 東経133度33.1分 標高0.5m

月	海面 平均 気圧 (hPa)	気 温(℃)			平均湿度 (%)	月間 降水量 (mm)	平均雲量 (10分比)	風			天 気 日 数 (日)			
		平 均	最 高	最 低				最多風向 <small>16方位 頻度(%)</small>	平均風速 (m/s)	強風日数 (10m/s以上)	降水	雪	霧	雷
1月	1019.6	6.1	11.8	1.3	61	61.7	4.6	W 26	1.8	0.0	5.2	2.4	0.3	0.1
2月	1018.4	6.9	12.4	2.1	59	102.4	5.3	W 24	2.0	0.1	6.3	2.6	0.1	0.2
3月	1017.2	10.5	15.7	5.5	62	182.9	6.0	W 23	1.9	0.1	10.0	0.6	0.2	0.3
4月	1015.0	15.5	20.6	10.5	66	261.7	6.4	W 21	1.9	0.0	10.9	0.0	0.2	0.6
5月	1012.2	19.3	24.1	14.6	70	260.9	7.0	W 20	1.8	0.0	10.6	0.0	0.3	1.1
6月	1008.9	22.7	26.7	19.1	78	373.2	8.1	W 18	1.7	0.0	13.7	0.0	0.3	1.4
7月	1008.7	26.4	30.5	23.1	79	315.0	7.5	W 14	1.7	0.1	12.0	0.0	0.2	2.9
8月	1009.2	27.2	31.6	23.6	76	316.8	6.7	W 18	1.9	0.4	12.0	0.0	0.0	3.7
9月	1011.8	24.1	28.8	20.4	74	404.3	7.0	W 22	1.7	0.4	11.8	0.0	0.1	2.9
10月	1016.5	18.8	24.2	14.3	68	159.4	5.6	W 26	1.7	0.3	8.2	0.0	0.1	0.9
11月	1019.7	13.4	19.1	8.7	67	136.9	5.0	W 27	1.8	0.1	6.3	0.0	0.2	0.5
12月	1020.8	8.2	14.2	3.3	63	52.0	4.1	W 26	1.8	0.0	4.3	0.9	0.2	0.3
年	1014.8	16.6	21.6	12.2	68	2627.0	6.1	W 22	1.8	1.4	111.2	6.5	2.2	14.9
統計年数	30	30	30	30	30	30	30	30	26	26	30	30	30	30
統計期間	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1975-2000	1975-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000

気象庁発行「平年値(統計期間1971～2001年)」による

(2) 室戸岬

北緯33度14.9分 東経134度10.8分 標高185m

月	海面 平均 気圧 (hPa)	気 温(℃)			平均湿度 (%)	月間 降水量 (mm)	平均雲量 (10分比)	風			天 気 日 数 (日)			
		平 均	最 高	最 低				最多風向 <small>16方位 頻度(%)</small>	平均風速 (m/s)	強風日数 (10m/s以上)	降水	雪	霧	雷
1月	1018.8	7.5	10.4	4.8	59	85.1	4.7	WNW 22	8.3	25.6	6.5	1.2	1.6	0.9
2月	1017.7	7.5	10.7	4.7	61	113.2	5.4	WNW 20	8.5	23.0	7.2	1.5	2.7	0.7
3月	1016.7	10.3	13.5	7.4	66	164.2	5.9	NE 28	8.1	24.3	11.6	0.2	6.0	0.8
4月	1014.7	14.8	17.8	12.2	72	219.4	6.3	NE 23	7.6	22.1	11.2	0.0	9.3	1.3
5月	1012.0	18.3	21.0	16.0	78	242.3	6.9	NE 22	7.1	20.8	11.3	0.0	10.2	1.4
6月	1008.7	21.2	23.5	19.3	86	326.1	8.1	NE 22	7.2	19.7	13.4	0.0	14.9	1.8
7月	1008.6	24.7	27.1	22.8	88	243.3	7.3	W 22	7.1	18.2	10.5	0.0	14.2	3.2
8月	1009.1	25.8	28.5	23.9	85	216.4	6.2	NE 15	7.0	16.1	11.0	0.0	6.3	3.7
9月	1011.5	23.4	25.9	21.4	80	331.0	6.6	NE 32	7.5	19.2	12.4	0.0	6.2	4.4
10月	1016.0	19.1	21.6	17.0	70	201.7	5.5	NE 37	7.8	22.6	9.4	0.0	3.8	1.8
11月	1019.1	14.6	17.2	12.2	67	151.5	5.0	NE 29	7.8	22.9	7.0	0.0	2.4	1.4
12月	1020.0	9.9	12.7	7.4	61	70.2	4.2	WNW 23	7.8	23.5	5.5	0.4	1.2	0.9
年	1014.4	16.4	19.2	14.1	73	2358.3	6.0	NE 23	7.7	258.1	117.0	3.3	78.9	22.3
統計年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
統計期間	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000

気象庁発行「平年値(統計期間1971～2001年)」による

(3) 土佐清水

北緯32度43.1分 東経133度0.7分 標高31m

月	海面 平均 気圧 (hPa)	気 温(℃)			平均湿度 (%)	月間 降水量 (mm)	平均雲量 (10分比)	風			天 気 日 数 (日)			
		平 均	最 高	最 低				最多風向 <small>16方位 頻度(%)</small>	平均風速 (m/s)	強風日数 (10m/s以上)	降水	雪	霧	雷
1月	1019.7	8.6	12.0	5.2	57	89.3	4.8	NW 17	3.5	2.6	5.9	2.5	0.0	0.6
2月	1018.4	9.0	12.4	5.5	58	124.5	5.3	NW 15	3.7	3.2	7.0	2.6	0.0	0.5
3月	1017.0	12.1	15.3	8.7	62	194.5	6.1	NNE 15	3.8	5.0	11.2	0.4	0.0	0.8
4月	1014.8	16.5	19.3	13.4	68	219.9	6.5	NNE 14	3.7	4.0	11.6	0.0	0.0	1.2
5月	1012.0	19.8	22.4	17.1	74	235.0	7.0	NNE 14	3.5	3.2	11.3	0.0	0.1	0.9
6月	1008.7	22.7	24.9	20.6	83	335.8	8.1	W 16	3.6	4.1	13.6	0.0	0.2	1.6
7月	1008.6	26.2	28.3	24.3	84	209.5	7.0	W 22	3.5	2.6	10.6	0.0	0.2	2.6
8月	1008.9	27.2	29.4	25.2	82	245.0	6.3	E 13	3.4	2.2	11.0	0.0	0.0	3.3
9月	1011.4	25.0	27.4	22.7	76	346.8	6.7	NNE 17	3.4	2.4	11.9	0.0	0.0	4.3
10月	1016.1	20.6	23.4	17.9	67	242.6	5.6	NNE 20	3.5	2.1	9.5	0.0	0.0	1.8
11月	1019.5	16.0	19.0	13.0	63	128.3	5.0	N 18	3.5	2.3	6.8	0.0	0.0	0.7
12月	1020.7	11.1	14.4	7.7	58	70.3	4.4	N 18	3.4	2.1	5.5	1.3	0.0	0.8
年	1014.7	17.9	20.7	15.1	69	2421.0	6.1	NNE 14	3.5	35.6	116.1	6.7	0.6	19.0
統計年数	30	30	30	30	30	30	30	30	26	26	30	30	30	30
統計期間	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1975-2000	1975-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000

気象庁発行「平年値(統計期間1971～2001年)」による

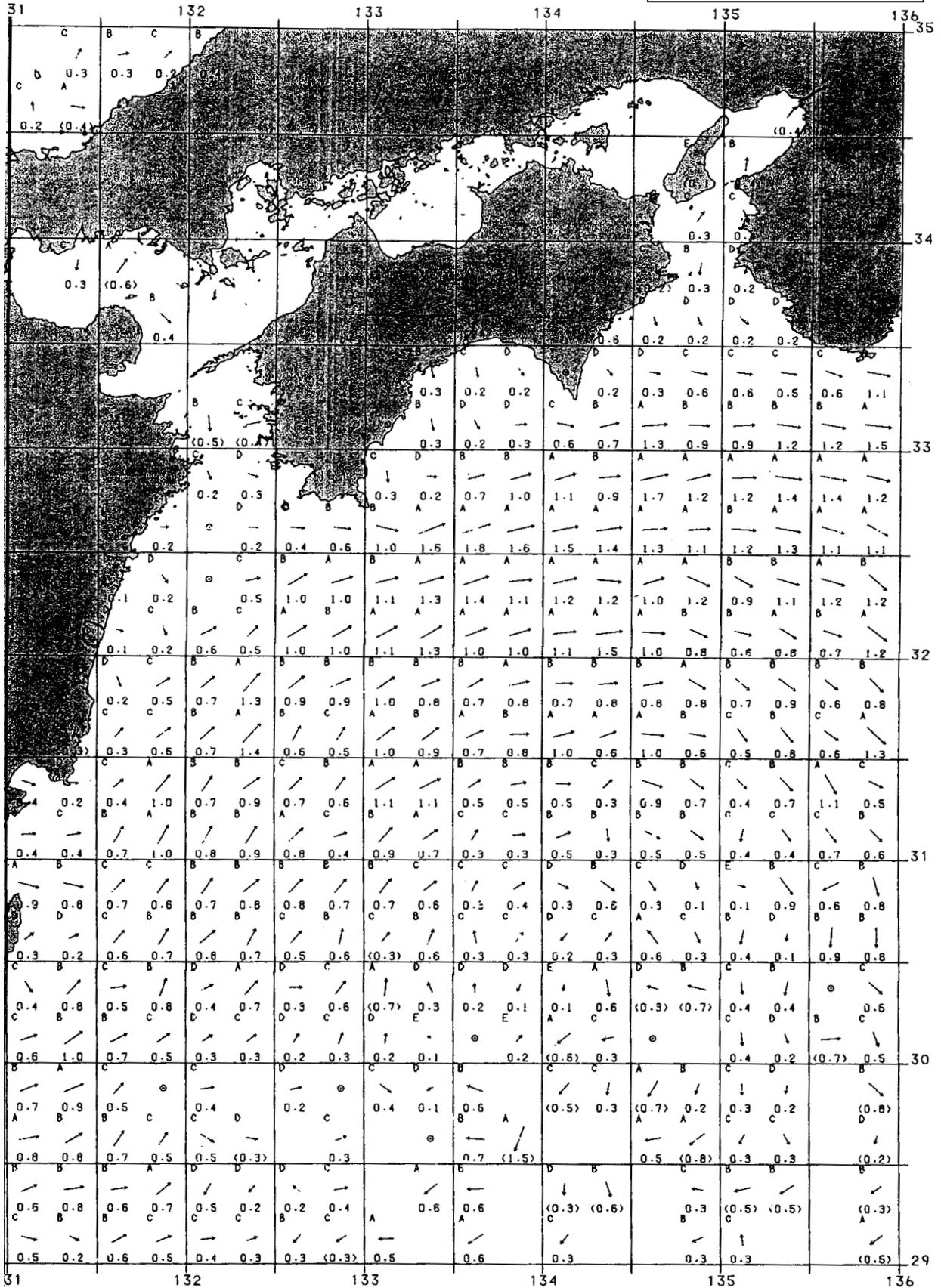
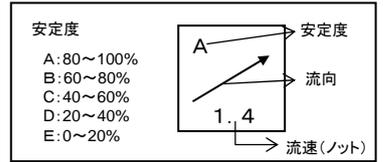
(4) 潮岬

北緯33度26.9分 東経135度45.8分 標高73m

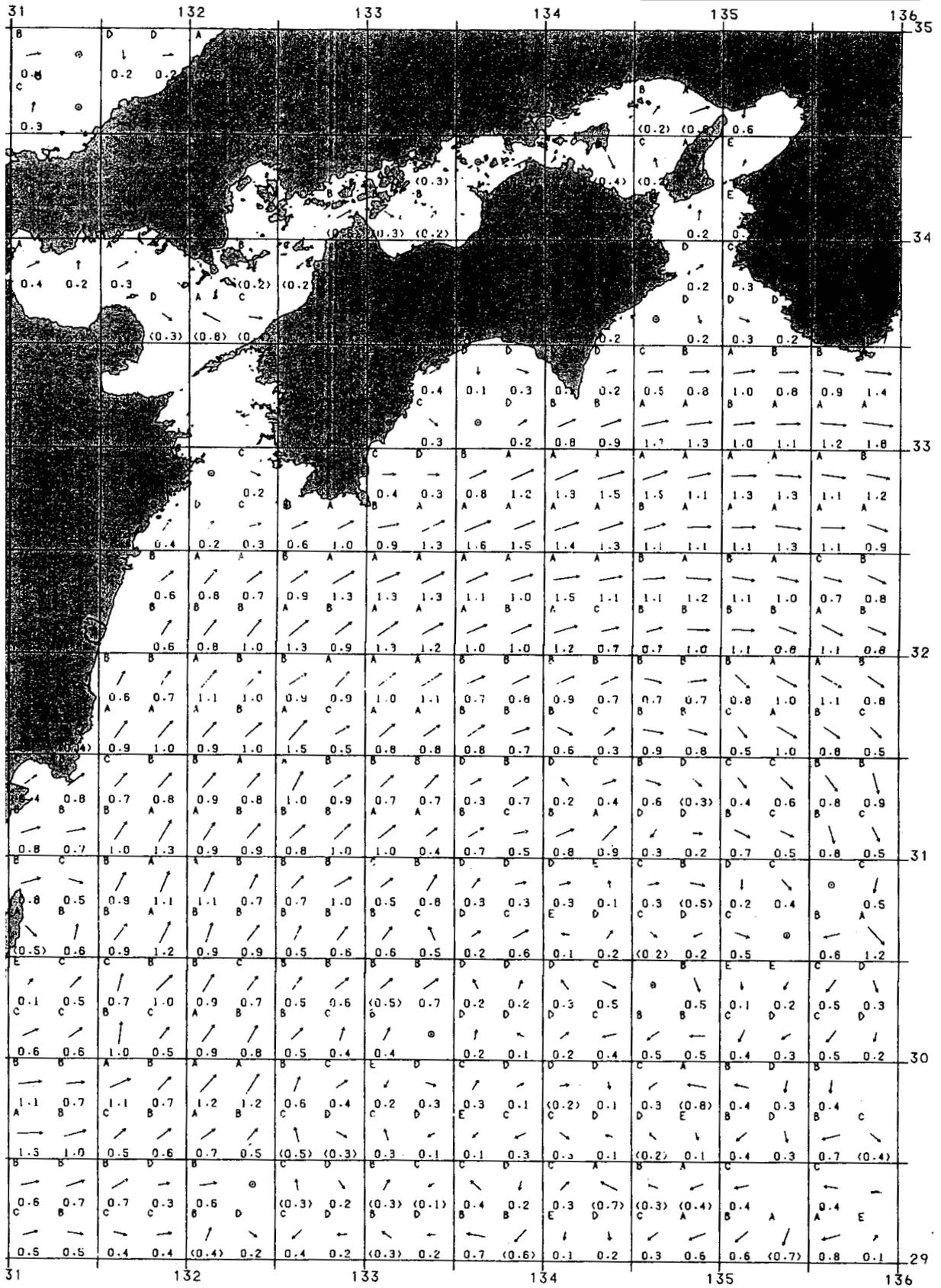
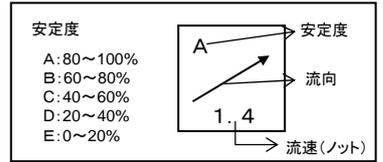
月	海面 平均 気圧 (hPa)	気 温(℃)			平均湿度 (%)	月間 降水量 (mm)	平均雲量 (10分比)	風			天 気 日 数 (日)			
		平 均	最 高	最 低				最多風向 <small>16方位 頻度(%)</small>	平均風速 (m/s)	強風日数 (10m/s以上)	降水	雪	霧	雷
1月	1018.2	7.9	11.3	4.7	57	98.7	4.3	NW 28	4.4	5.7	6.6	1.9	0.0	1.2
2月	1017.2	8.1	11.7	4.6	58	109.4	5.0	NW 24	4.5	5.6	7.3	1.7	0.0	0.8
3月	1016.4	10.9	14.5	7.4	62	168.8	5.8	NE 16	4.4	6.5	11.0	0.2	0.3	0.9
4月	1014.8	15.5	18.8	12.2	70	233.5	6.5	NE 15	4.4	5.8	11.0	0.0	1.0	0.7
5月	1012.2	18.9	22.1	16.0	75	246.9	7.1	NE 17	4.1	3.9	10.7	0.0	1.5	1.2
6月	1009.1	21.9	24.6	19.6	83	358.7	8.3	NE 17	4.2	3.8	13.3	0.0	2.4	1.6
7月	1009.1	25.3	28.0	23.3	86	265.2	7.6	W 24	4.1	2.3	11.0	0.0	1.6	3.3
8月	1009.6	26.5	29.3	24.3	83	240.3	6.4	W 17	4.1	2.8	11.3	0.0	0.1	4.2
9月	1011.8	24.0	27.0	21.6	79	332.3	6.9	NE 23	4.2	3.3	12.9	0.0	0.0	4.1
10月	1015.9	19.6	22.8	16.7	70	219.2	5.9	NE 24	4.0	3.2	10.5	0.0	0.0	1.7
11月	1018.8	15.1	18.4	11.9	65	177.6	5.0	NE 20	4.0	3.5	8.2	0.0	0.0	2.2
12月	1019.5	10.3	13.7	7.1	59	83.8	3.9	NW 24	4.0	3.8	6.1	0.8	0.1	1.4
年	1014.4	17.0	20.2	14.1	71	2534.2	6.1	NE 16	4.2	50.1	119.9	4.7	7.2	23.3
統計年数	30	30	30	30	30	30	30	30	26	26	30	30	30	30
統計期間	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1975-2000	1975-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000

気象庁発行「平年値(統計期間1971～2001年)」による

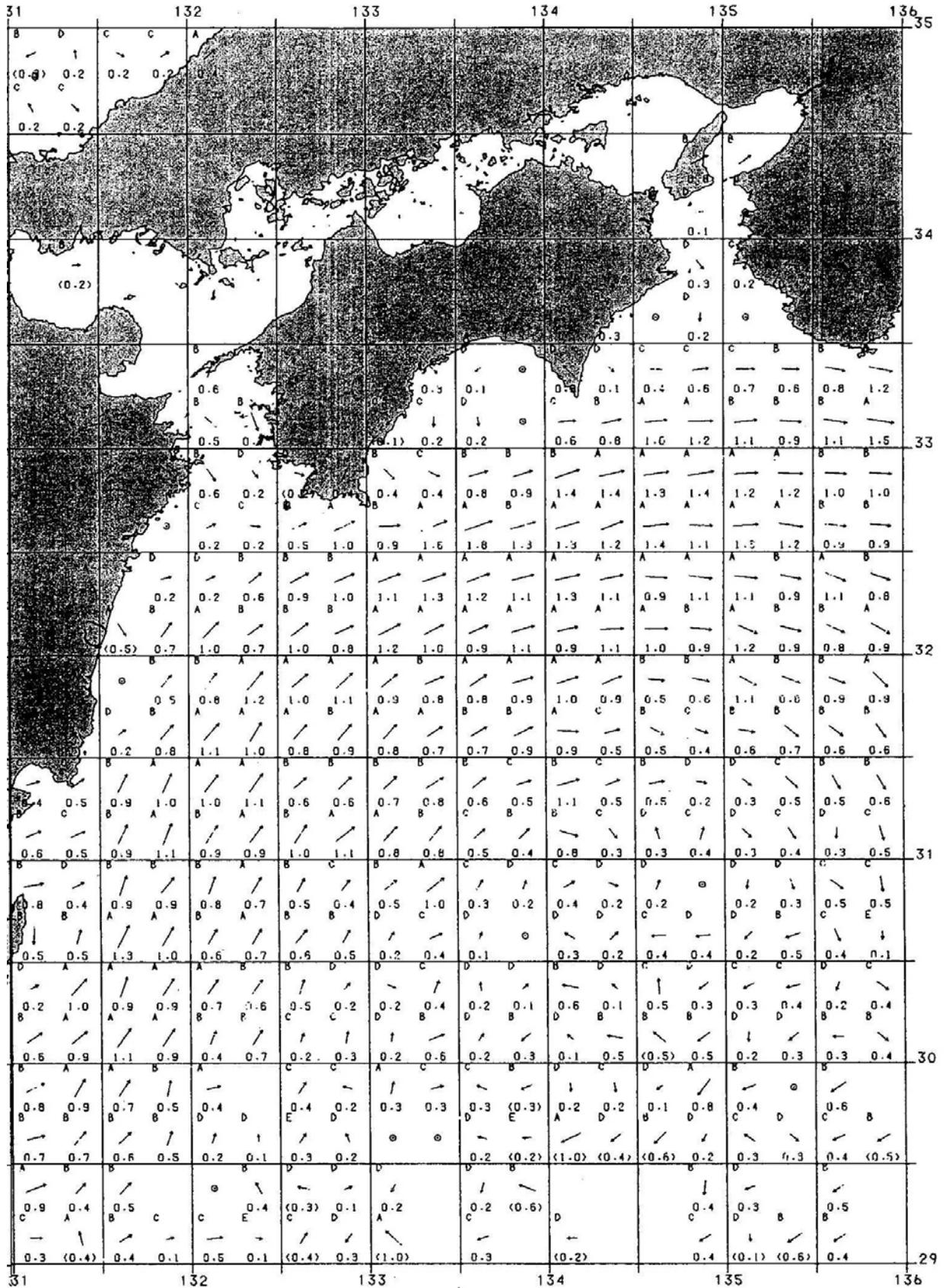
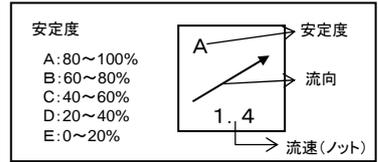
資料13-1 海流図(1月~3月)



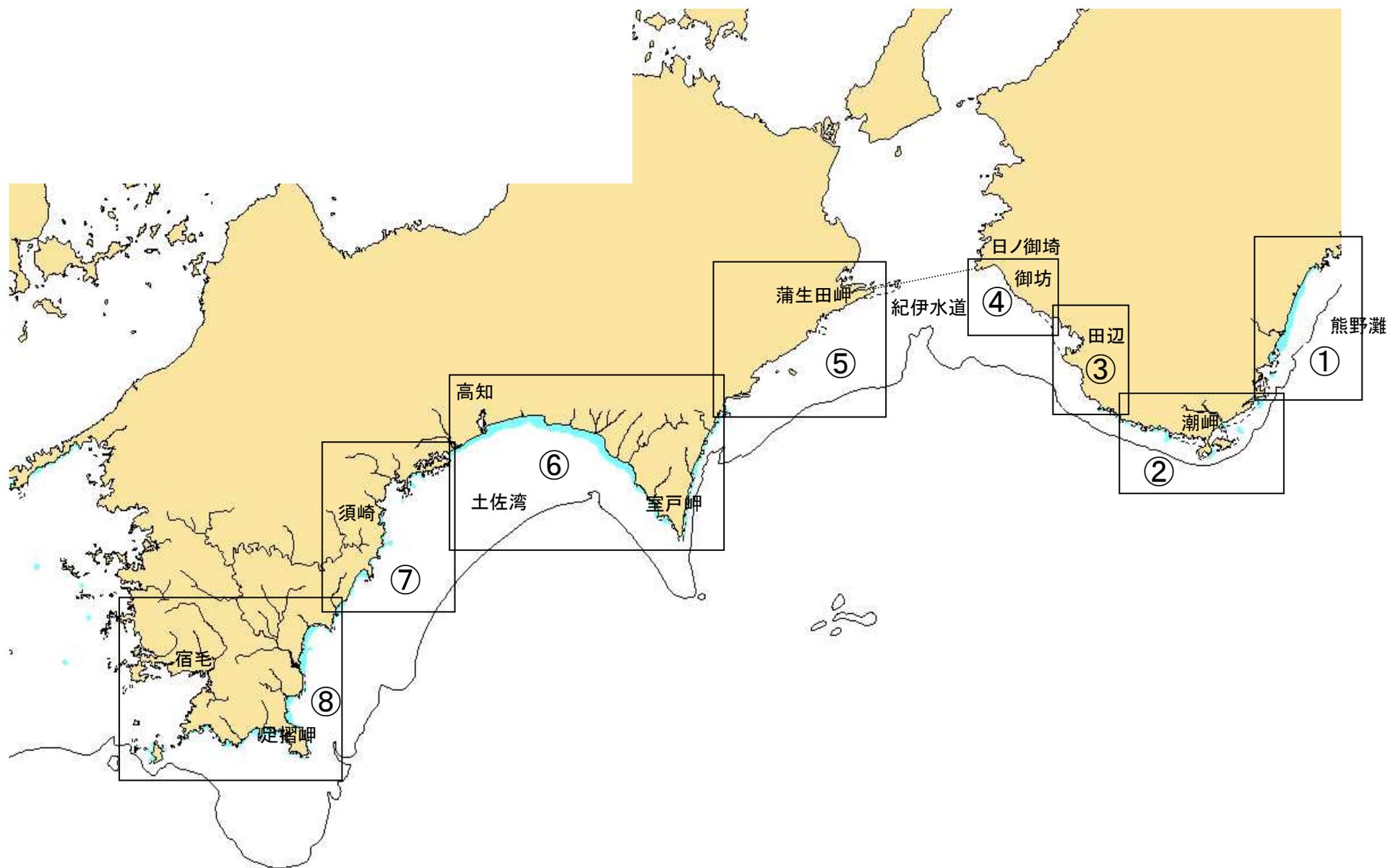
資料13-2 海流図(4月~6月)



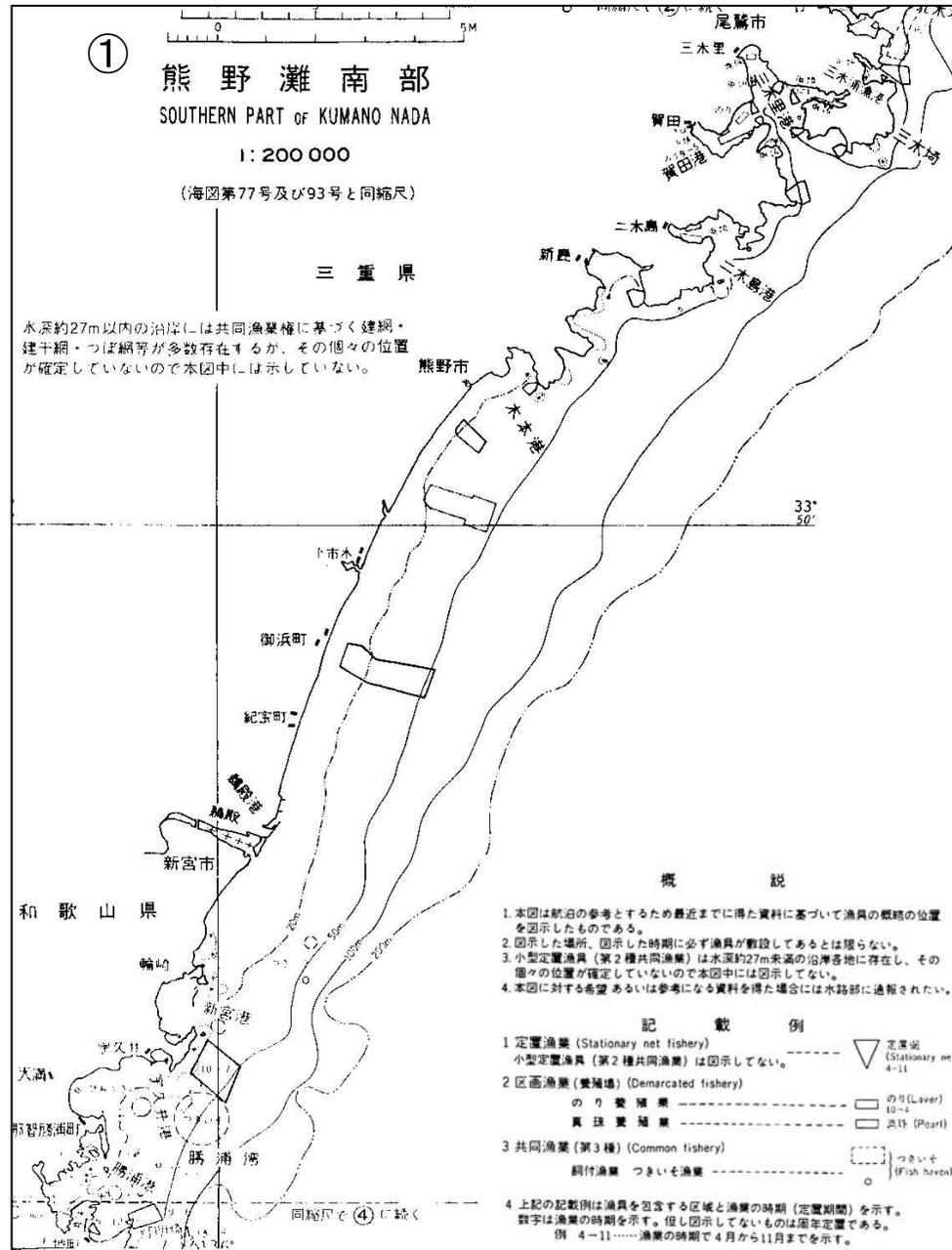
資料13-4 海流図(10月~12月)



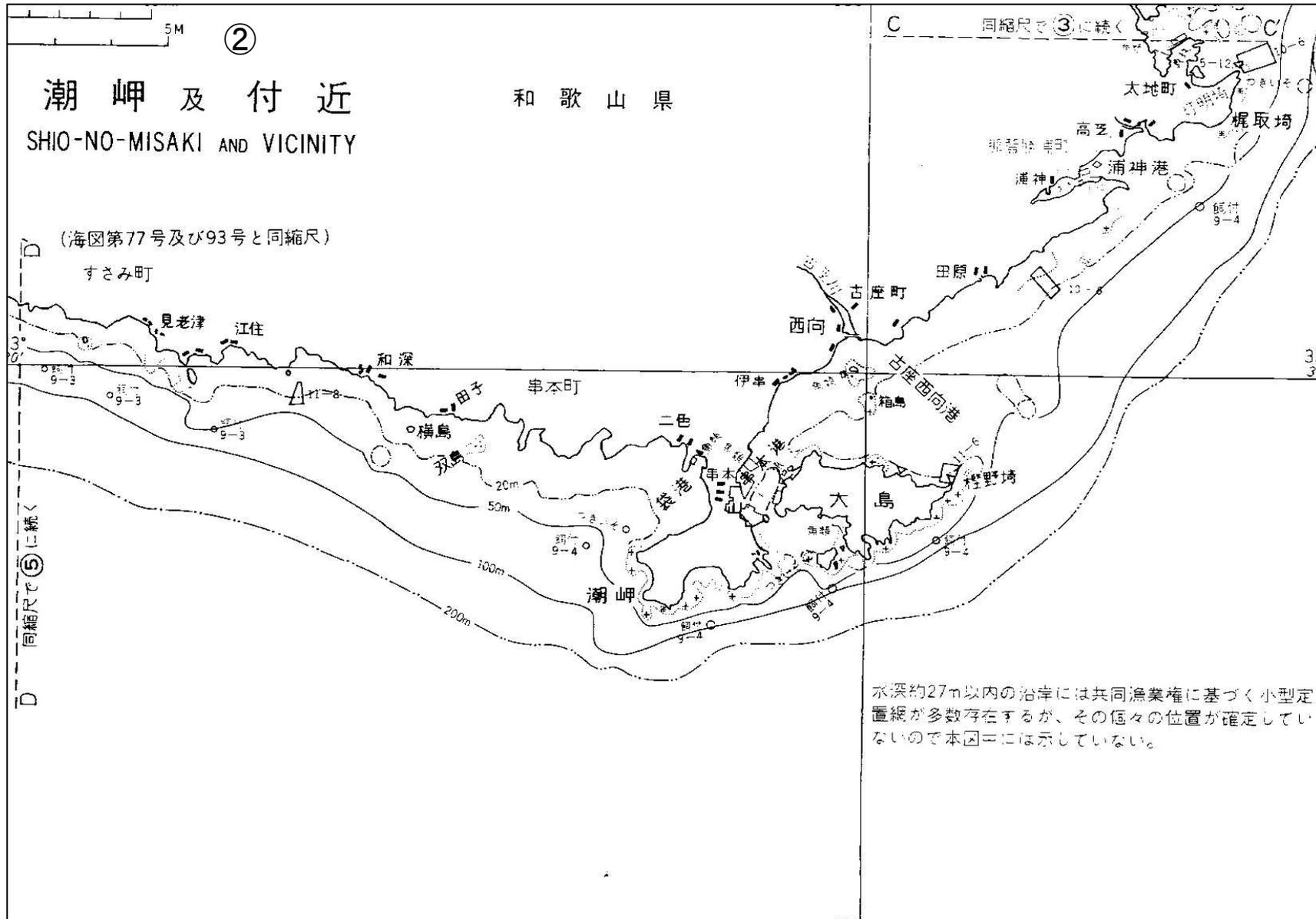
資料14 漁具定置箇所位置図



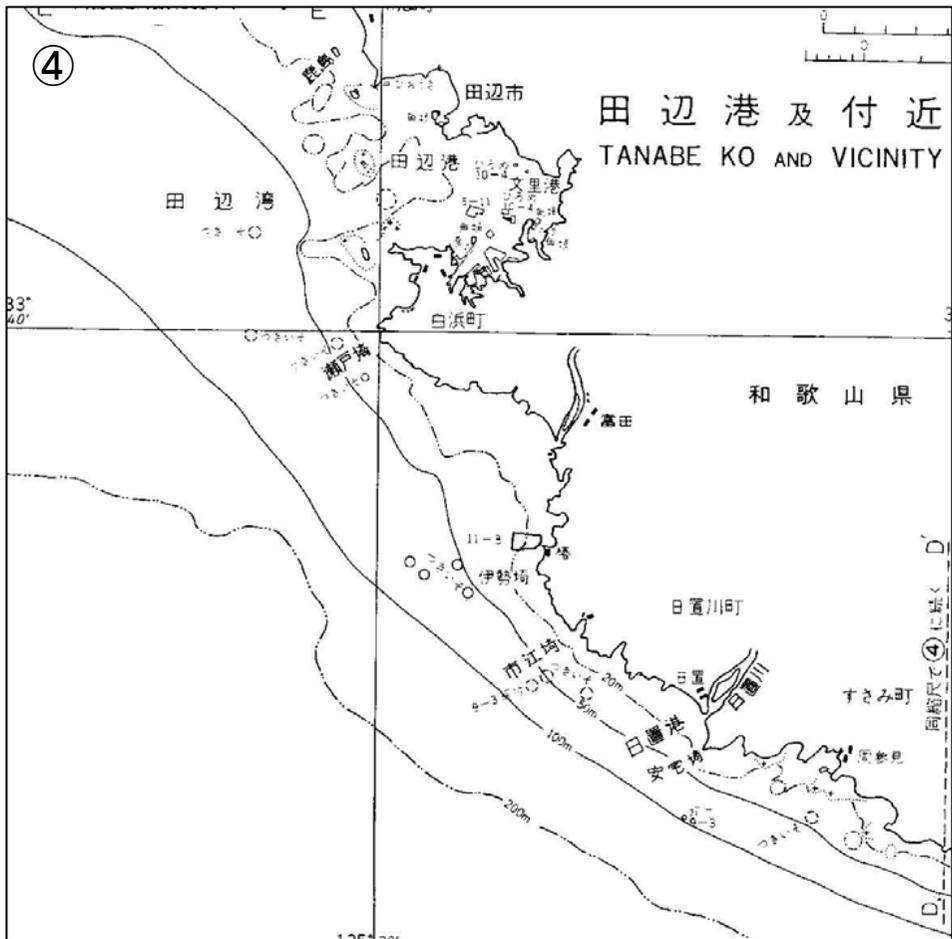
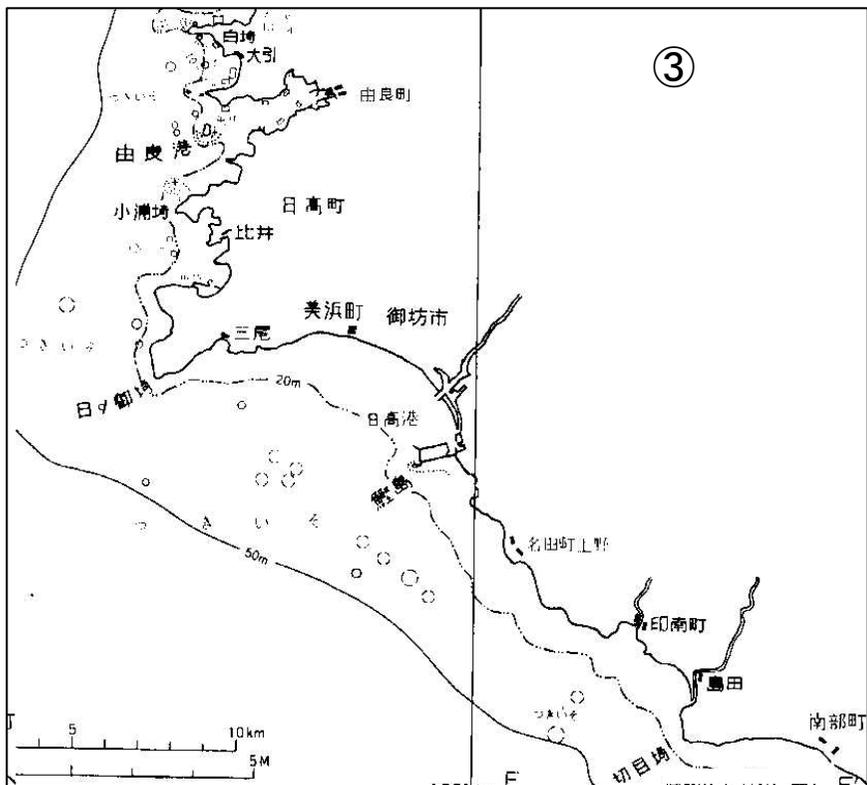
資料14-① 漁具定置箇所部分図



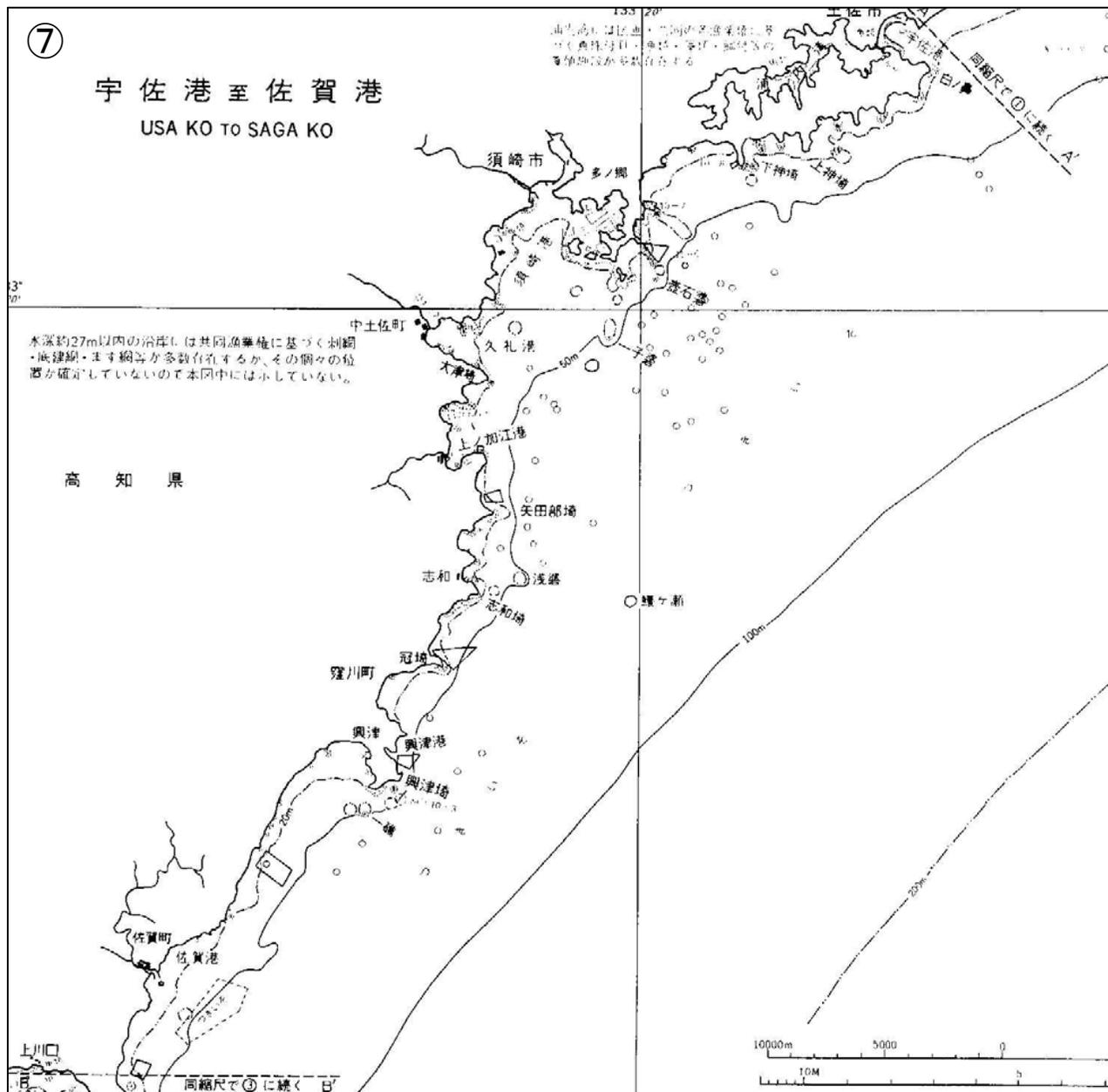
資料14-② 漁具定置箇所部分図



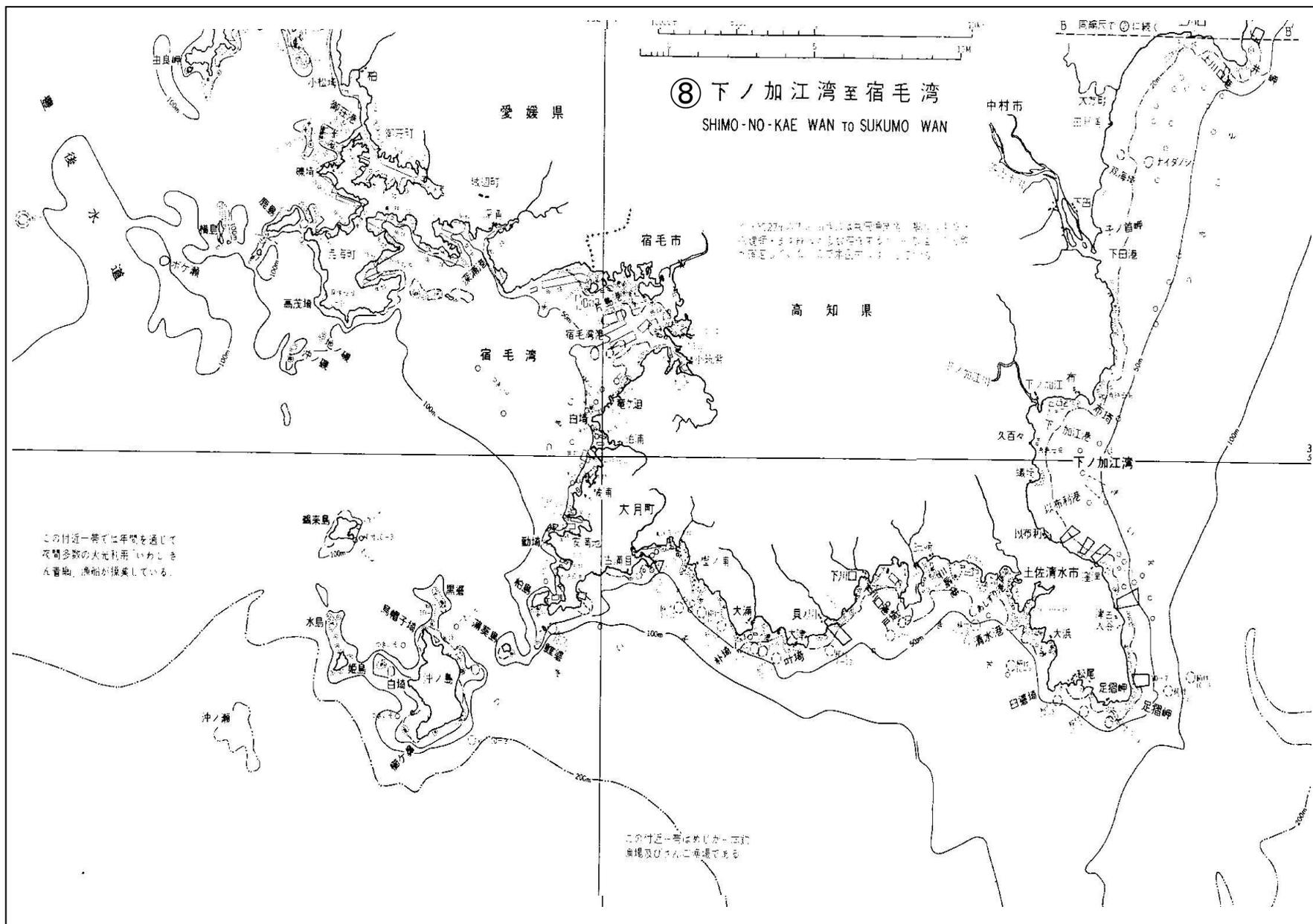
資料14-③④ 漁具定置箇所部分図



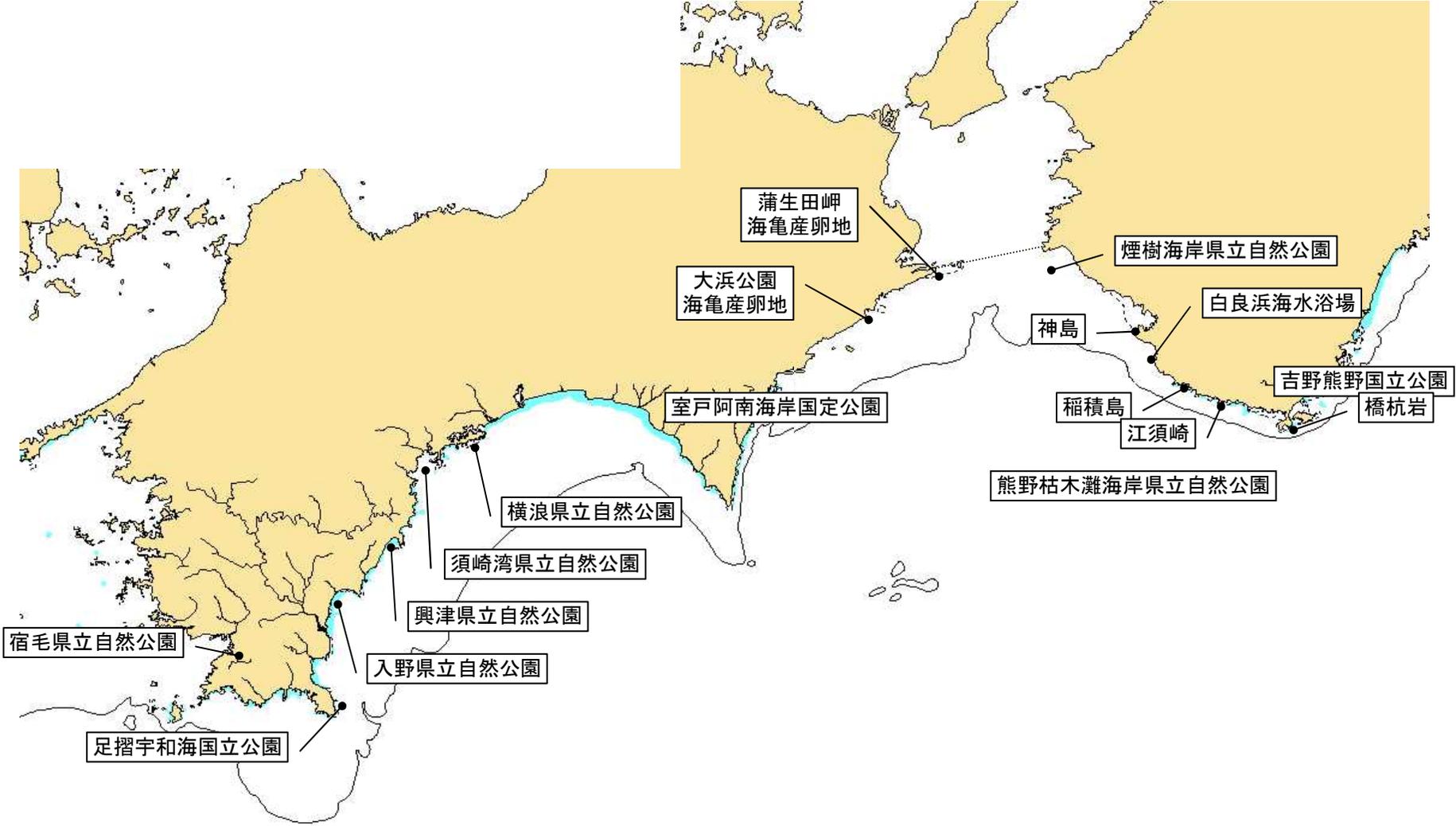
資料14-⑦ 漁具定置箇所部分図



資料14-⑧ 漁具定置箇所部分図



資料15 海域周辺環境図



資料16-1 風・海潮流による排出油の移動距離表（想定1 日ノ御）

パターン	経過時間	風		海 潮 流		合計移動距離 (m)
		6時間ごとの移動距離 (m)	小 計 (m)	6時間ごとの移動距離 (m)	小 計 (m)	
A 風 5m/s 南 潮流1.5ノット 下げ潮初期	6	南 4,320	南 4,320	南 11,667	南 11,667	南 15,987
	12	南 4,320	南 8,640	北 11,667	0	南 8,640
	18	南 4,320	南 12,960	南 11,667	南 11,667	南 24,627
	24	南 4,320	南 17,280	北 11,667	0	南 17,280
	30	南 4,320	南 21,600	南 11,667	南 11,667	南 33,267
	36	南 4,320	南 25,920	北 11,667	0	南 25,920
	42	南 4,320	南 30,240	南 11,667	南 11,667	南 41,907
	48	南 4,320	南 34,560	北 11,667	0	南 34,560
B 風 5m/s 北 潮流1.5ノット 上げ潮初期	6	北 4,320	北 4,320	北 11,667	北 11,667	北 15,987
	12	北 4,320	北 8,640	南 11,667	0	北 8,640
	18	北 4,320	北 12,960	北 11,667	北 11,667	北 24,627
	24	北 4,320	北 17,280	南 11,667	0	北 17,280
	30	北 4,320	北 21,600	北 11,667	北 11,667	北 33,267
	36	北 4,320	北 25,920	南 11,667	0	北 25,920
	42	北 4,320	北 30,240	北 11,667	北 11,667	北 41,907
	48	北 4,320	北 34,560	南 11,667	0	北 34,560
C 風 5m/s 北 潮流1.5ノット 下げ潮初期	6	北 4,320	北 4,320	南 11,667	南 11,667	南 7,347
	12	北 4,320	北 8,640	北 11,667	0	北 8,640
	18	北 4,320	北 12,960	南 11,667	南 11,667	北 1,293
	24	北 4,320	北 17,280	北 11,667	0	北 17,280
	30	北 4,320	北 21,600	南 11,667	南 11,667	北 9,933
	36	北 4,320	北 25,920	北 11,667	0	北 25,920
	42	北 4,320	北 30,240	南 11,667	南 11,667	北 18,573
	48	北 4,320	北 34,560	北 11,667	0	北 34,560
D 風 5m/s 南 潮流1.5ノット 上げ潮初期	6	南 4,320	南 4,320	北 11,667	北 11,667	北 7,347
	12	南 4,320	南 8,640	南 11,667	0	南 8,640
	18	南 4,320	南 12,960	北 11,667	北 11,667	南 1,293
	24	南 4,320	南 17,280	南 11,667	0	南 17,280
	30	南 4,320	南 21,600	北 11,667	北 11,667	南 9,933
	36	南 4,320	南 25,920	南 11,667	0	南 25,920
	42	南 4,320	南 30,240	北 11,667	北 11,667	南 18,573
	48	南 4,320	南 34,560	南 11,667	0	南 34,560

資料16-2 風・海潮流による排出油の移動距離表（想定2 潮岬付）

パターン	経過時間	風		海潮流		合計移動距離(m)
		6時間ごとの移動距離(m)	小計(m)	6時間ごとの移動距離(m)	小計(m)	
A 風 5m/s 西 海流 1.4ノット 東	6	東 4,320	東 4,320	東 15,557	東 15,557	東 19,877
	12	東 4,320	東 8,640	東 15,557	東 31,114	東 39,754
	18	東 4,320	東 12,960	東 15,557	東 46,671	東 59,631
	24	東 4,320	東 17,280	東 15,557	東 62,228	東 79,508
	30	東 4,320	東 21,600	東 15,557	東 77,785	東 99,385
	36	東 4,320	東 25,920	東 15,557	東 93,342	東 119,262
	42	東 4,320	東 30,240	東 15,557	東 108,899	東 139,139
	48	東 4,320	東 34,560	東 15,557	東 124,456	東 159,016
B 風 5m/s 東 海流 1.4ノット 東	6	西 4,320	西 4,320	東 15,557	東 15,557	東 11,237
	12	西 4,320	西 8,640	東 15,557	東 31,114	東 22,474
	18	西 4,320	西 12,960	東 15,557	東 46,671	東 33,711
	24	西 4,320	西 17,280	東 15,557	東 62,228	東 44,948
	30	西 4,320	西 21,600	東 15,557	東 77,785	東 56,185
	36	西 4,320	西 25,920	東 15,557	東 93,342	東 67,422
	42	西 4,320	西 30,240	東 15,557	東 108,899	東 78,659
	48	西 4,320	西 34,560	東 15,557	東 124,456	東 89,896

海洋汚染想定図(紀伊水道)



海洋汚染想定図(紀伊水道)



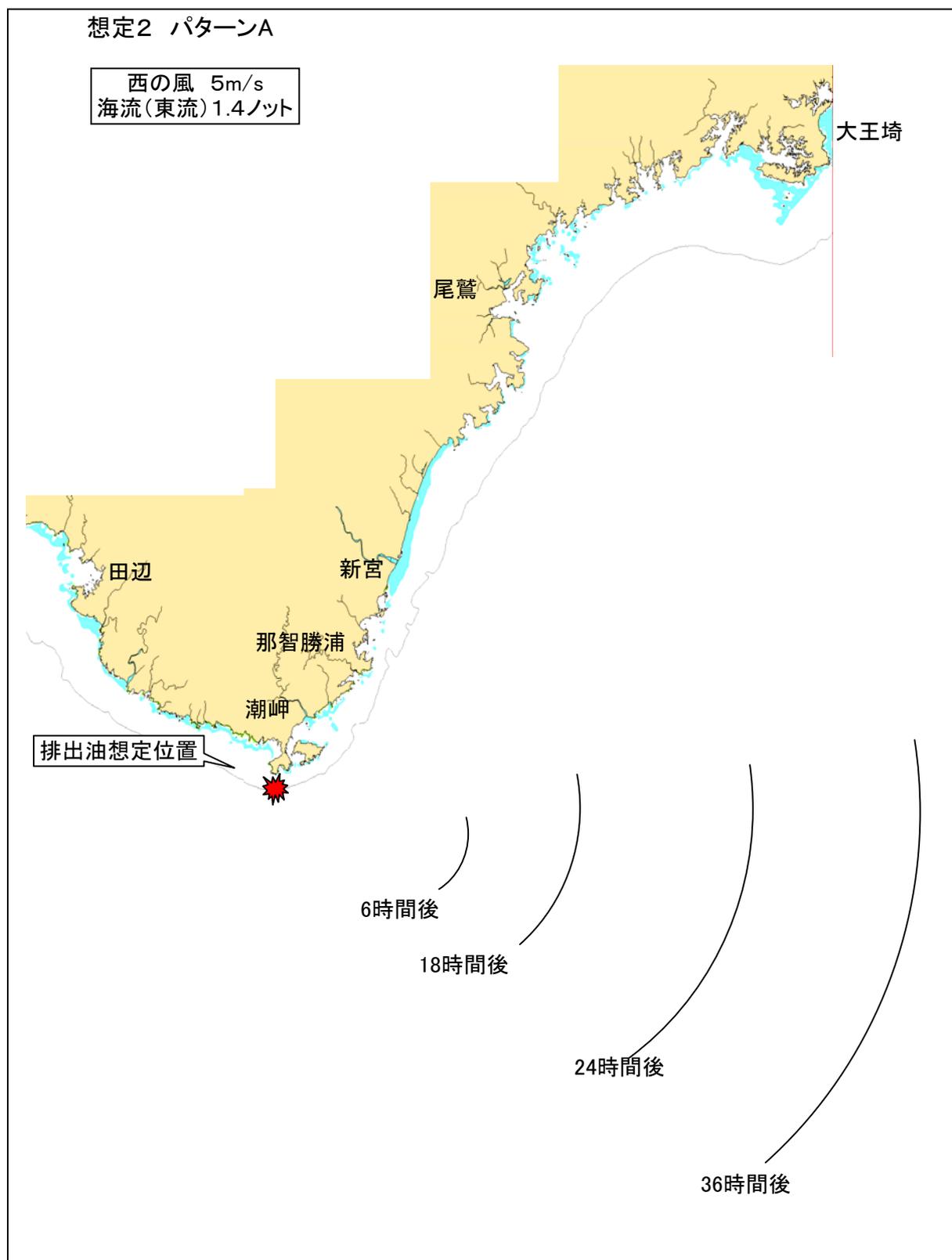
海洋汚染想定図(紀伊水道)



海洋汚染想定図(紀伊水道)



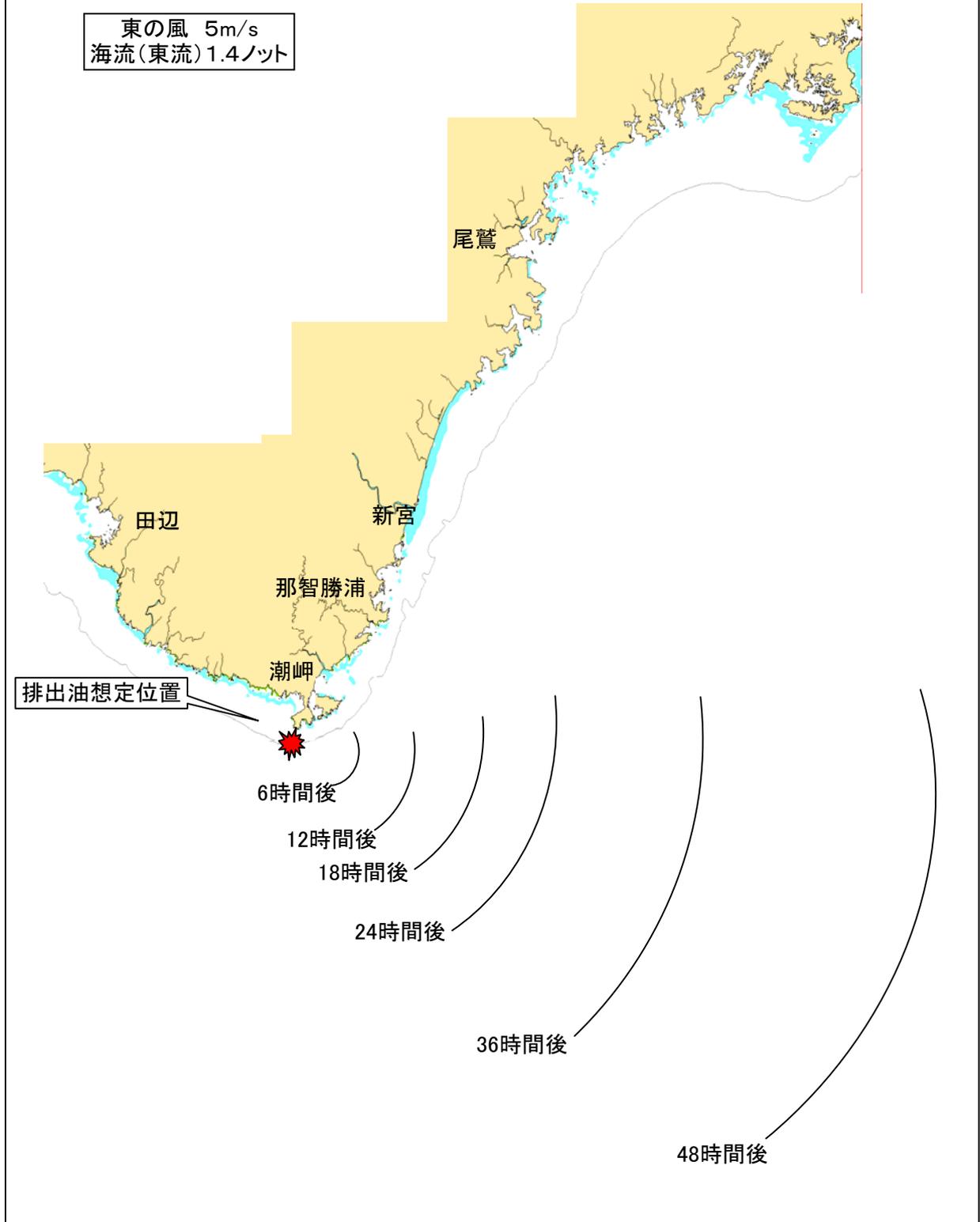
海洋汚染想定図



海洋汚染想定図

想定2 パターンB

東の風 5m/s
海流(東流) 1.4ノット



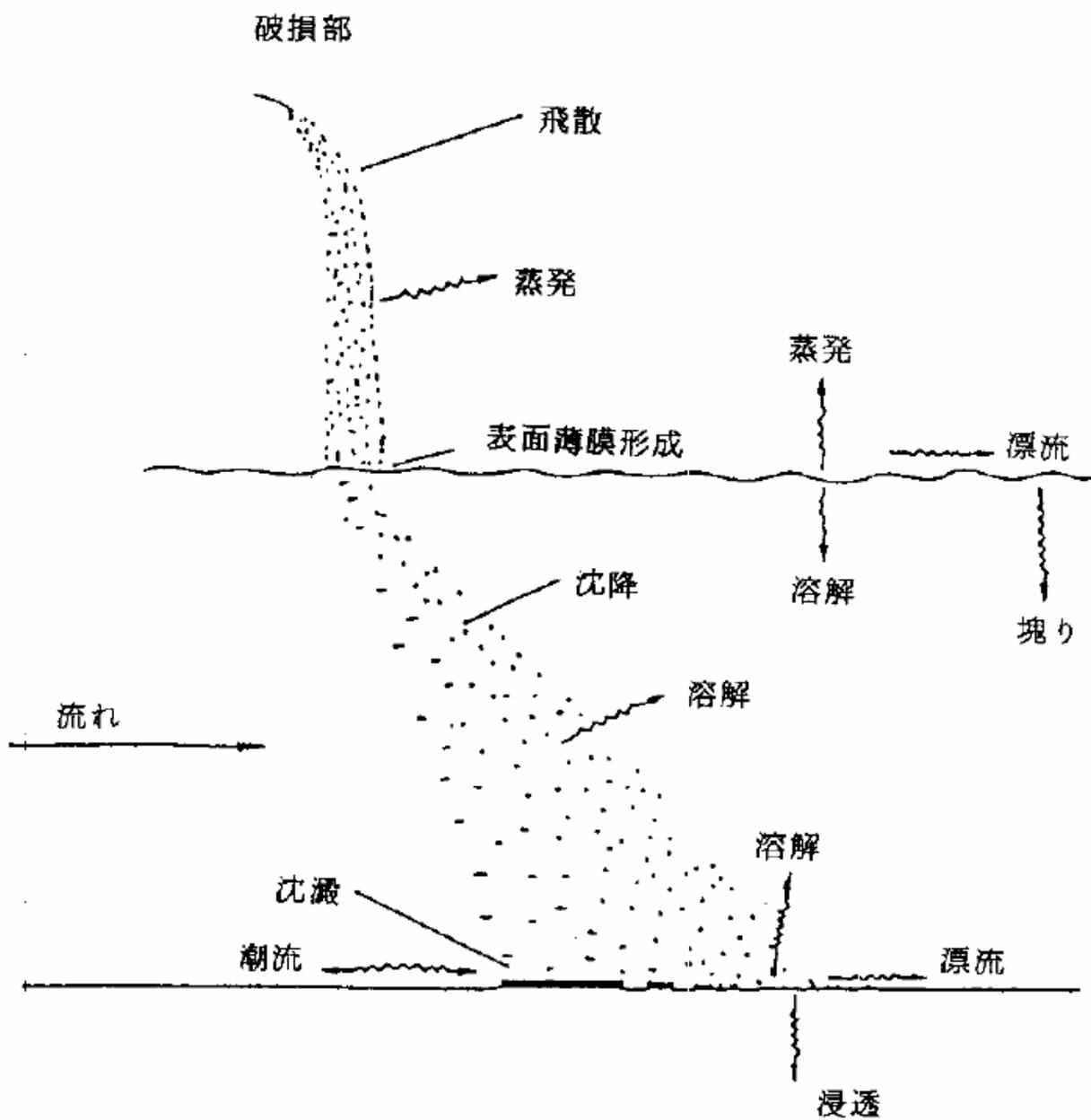
資料18 有害液体物質の挙動による分類

挙動による分類		物質名
蒸発性物質	短時間で大気中に蒸発する物質 (比重が海水より軽く、かつ、蒸気圧が20mmHg以上の物質)	ベンゼン、メタノール(メチルアルコール)、トルエン、シクロヘキサン、アクリロニトリル、メタクリル酸メチル、エタノール(エチルアルコール)、アセトン、酢酸ビニル、酢酸エチル、メチルエチルケトン、プロパノール(プロピルアルコール)、ヘキサン、アクリル酸メチル、ジメチルアミン
海面浮遊性物質	長時間にわたって海上に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より軽く、かつ、蒸気圧が20mmHg未満のもの)	キシレン、スチレン、プロピルベンゼン、オクタノール(オクチルアルコール)、オクテン、ジイソプロピルベンゼン、アルキルベンゼン、フタル酸ジオクチル、アクリル酸2エチルヘキシル、ノナノール(ノニアルアルコール)、プロピレン四量体、アクリル酸エチル、アルファメチルスルホン酸、ヘプタン、ブチルアルデヒド、メタクリル酸ブチル、エチルベンゼン、ジイソブチレン、ウンデカノール(ウンデシアルコール)、パーム油脂脂肪酸(ヤシ油脂脂肪酸)、ジペンテン、塩化アリル、イソホロン
海中漂流性物質	長時間にわたって海中に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水と同じもの)	1,3-シクロペンタジエン二量体
沈降性物質	長時間にわたって海底に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より重いもの)	ジクロロエタン(1,3-ジクロロエタン)、ジフェニルメタンジイソシアネート、エピクロロヒドリン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、オルトクロロニトロベンゼン
溶解性物質	短時間で海水中へ溶解する物質 (蒸発性物質に該当しない可溶性物質)	ブタノール(ブチルアルコール)、酢酸、フェノール、水酸化カリウム溶液、エチレングリコール、シクロヘキサノール、アクリル酸、アニリン、酢酸ブチル、ブチレングリコール、メチルブチルケトン、無水酢酸、アセトンシアニドヒドリン、ジクロロメタン、ソルビトール溶液、クレゾール、トルエンジイソシアネート、アリルアルコール、ヘキサメチルジアミン溶液、ジメチルホルムアミド、メタクリル酸、ジエチレングリコール、ノン、ホルムアルデヒド溶液、エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート、キシレノール、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート、トリエタノールアミン、水酸化ナトリウム、ジエタノールアミン、エチレングリコールジアセテート、ジプロピレングリコール、燐酸、エタノールアミン、硫化水素ナトリウム水溶液、酢酸2エトキシエチル、ヘプタノール(ヘプチルアルコール)、ジアセトンアルコール、アルキルベンゼンスルホン酸

資料 1 9 有害液体物質の分類・品目別取扱量（輸送量上位 1 0 品目）

物質 順位	X類物質		Y類物質		Z類物質	
	取扱品目	取扱量（t）	取扱品目	取扱量（t）	取扱品目	取扱量（t）
1	コールタール	714,438	キシレン	2,805,279	ブタノール〔ブチルアルコール〕	302,484
2	クレオソート(コールタールより得られたものに限る。)	491,191	ベンゼン(濃度が10重量%以上の粗製ベンゼンを含む。)	1,978,547	酢酸	263,329
3	ジイソプロピルベンゼン	46,251	スチレン	1,328,604	エタノール〔エチルアルコール〕	252,413
4	フタル酸ジオクチル	41,619	メタノール〔メチルアルコール〕	760,825	アセトン	216,907
5	ナフタレン	36,106	トルエン	695,212	酢酸エチル	141,813
6	アルキルベンゼン(炭素数が4から8)	29,072	シクロヘキサン	466,084	メチルエチルケトン	106,230
7	プロピレン四量体	26,248	アクリロニトリル	370,367	ブチレングリコール	46,238
8	アルファオレフィン	17,407	メタクリル酸メチル	274,474	アルキルベンゼン(炭素数が9以上)	42,651
9	フタル酸ジアルキル(炭素数が7から13)	16,909	フェノール	243,702	無水酢酸	40,947
10	ヘプタン	15,482	水酸化カリウム溶液	241,855	ポリプロピレングリコール	16,147

資料 2 0 流出後の物質の分散経路



(3) 高粘度油回収ネット

平成19年10月1日現在

担当部署	機関名	ネット名称	製造者	網目の大きさ (mm)	ネット個数 (個)	本体個数 (個)	備考
田辺	海上保安庁	SEASWEEPERM-07型	森下化学工業(株)	2×3	1		
田辺	海上保安庁	キョーワ式H-7型	キョーワ(株)	2×3	20	2	
串本	海上保安庁	キョーワ式H-7型	キョーワ(株)	2×3	10	1	
徳島	海上保安庁	SEASWEEPERM-07型	森下化学工業(株)	2×3	1		
徳島	海上保安庁	キョーワ式H-7型	キョーワ(株)	2×3	20	2	
高知	海上保安庁	SEASWEEPERM-07型	森下化学工業(株)	2×3	1		
高知	海上保安庁	キョーワ式H-7型	キョーワ(株)	2×3	20	2	
宿毛	海上保安庁	キョーワ式H-7型	キョーワ(株)	2×3	10	1	

(5)オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤等

平成19年10月1日

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスネア	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)	(袋)	型	量 (Kg)	形状	量 (Kg,L)	
田辺	海上保安庁			G	2,430	10	M	37			
田辺	海上保安庁			D	828						
田辺	海上保安庁			S	360						
田辺	和歌山県田辺港事務所	A	140				M	70			
田辺	和歌山県西牟婁振興局建設部	A	140				M	70			
田辺	田辺市						M	150			
田辺	白浜町	A	100				M	420			
田辺	和歌山県流出油災害対策協議会	B	1,480				M	1,107			
田辺	和歌山県漁業共同組合連合会田辺支部	B	200				M	234			
田辺	関西電力㈱御坊発電所	B	2,800		2,300	15	M	3,500			
田辺	関西電力㈱御坊発電所	D	500								
田辺	紀洋石油㈱	A	200		378		M	153			
田辺	小計		5,560		6,296	25		5,741			
串本	海上保安庁			G	358	10	M	37			
串本	海上保安庁			D	360						
串本	和歌山県東牟婁振興局串本建設部	B	80								
串本	和歌山県東牟婁振興局新宮建設部	A	40		972			200			
串本	和歌山県東牟婁振興局新宮建設部	B	200								
串本	串本町						M	150			
串本	那智勝浦町				500						
串本	太地町							100			
串本	新宮市				350			55			
串本	和歌山県漁業共同組合連合会串本支部	B	300				M	340			
串本	和歌山県漁業共同組合連合会勝浦支部	A	200					1,615			
串本	新日本石油精製㈱勝浦油槽所	A	200	G	432		M	153			
串本	(有)紀南石油販売所	A	30	G	72		M	6			
串本	勝浦船渠㈱	A	60	G	400		M	100			
串本	(有)湯川石油店屋外油槽所	A	300	G	540		M	440			
串本	小計		1,410		3,984	10		3,196			
美波	海上保安庁			G	486		M	51			
美波	海上保安庁			D	360						
美波	海部消防組合本部	A	80								
美波	小計		80		846	0		51			

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスnea	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)	(袋)	型	量 (Kg)	形状	量 (Kg,L)	
高知	海上保安庁	B	300	G	990	30	M	272			
高知	海上保安庁			D	1,620						
高知	海上保安庁			S	540						
高知	国土交通省四国整備局高知工事事務所	B	260				M	238			
高知	高知県高知港事務所	A	760	G	1,420		M	360			
高知	高知県安芸土木事務所	A	200	G	288			128			
高知	高知市消防局	A	170	G	650		M	184			
高知	室戸漁業協同組合	A	320	G	540		M	140			
高知	日本オイルターミナル(株)高知営業所	A	460	G	525		M	408	L	85	
高知	出光興産高知油槽所	A	360	G	650		M	268			
高知	日和崎石油(株)	A	200	G	306		M	80			
高知	東西オイルターミナル(株)高知油槽所	A	300	G	1,010		M	472			
高知	(株)溝淵石油店(みませ前の山)	A	300	G	378		M	153			
高知	(株)溝淵石油店(中之島)	A	300	G	340		M	90			
高知	住友大阪セメント(株)高知工場	B	690	G	576		M	470			
高知	太平洋セメント(株)土佐工場	A	300	G	504		M	527			
高知	小計		4,920		10,337	30		3,790		85	
土佐清水	海上保安庁			G	450		M	79			
土佐清水	海上保安庁			D	360						
土佐清水	高知県中村土木事務所	B	840	G	2,430		M	180			
土佐清水	高知県土佐清水土木事務所	B	340	G	90		M	90			
土佐清水	(株)溝淵石油店清水出張所	A	30	G	90		M	40			
土佐清水	清水漁業協同組合	A	60	G	540		M	340			
土佐清水	日和崎石油(株)清水出張所	A	120	G	36		M	100			
土佐清水	小西石油(株)	A	20	G	290						
土佐清水	小計		1,410		4,286	0		829		0	
宿毛	海上保安庁			G	720	30	M	61			
宿毛	海上保安庁			D	180						
宿毛	高知県宿毛土木事務所	B	960	G	1,188		M	470			
宿毛	宿毛市消防署	A	40				M	100			
宿毛	高知県漁業組合連合会宿毛支所	A					M	170			
宿毛	増田商事(株)	A	40	G	342		M	111			
宿毛	増田商事(株)	C	80								
宿毛	ペトロール高知(株)	A	80	G	72		M	90			
宿毛	小計		1,200		2,502	30		1,002		0	

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスネア	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)	(袋)	型	量 (Kg)	形状	量 (Kg,L)	
合計			14,580		28,251	95		14,609		85	

(6) 作業船

平成19年10月1日現在

担当部署	機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗組員	消火設備			備考
							放水量 (L/分×基)	泡放水量 (L/分×基) 原液保有量(L)	粉末放射量 (kg/秒×基) 薬剤保有量(kg)	
田辺	関西電力(株)御坊発電所	昌栄丸	6.6	24	沿海	3				
串本	新日本石油精製(株) 勝浦油槽所	第2日石丸	0.3	30HP	平水	7				
高知	日本オイルターミナル(株) 高知営業所	かつお1号	1	24	沿海	7				
高知	出光興産(株) 高知油槽所	出光丸	0.6	6	限定 沿海	5				
高知	東西オイルターミナル(株) 高知油槽所	新日石丸	1.45	8	限定 沿海	4				
高知	住友大阪セメント(株) 高知工場	しらなみ	2.5	16	限定 沿海	6				
高知	室戸漁業協同組合	第3むろ丸	0.9	10	限定 沿海	6				
高知	太平洋セメント(株) 土佐工場	太平洋セメント丸	0.69	5	限定 沿海	5				

(7) タグボート

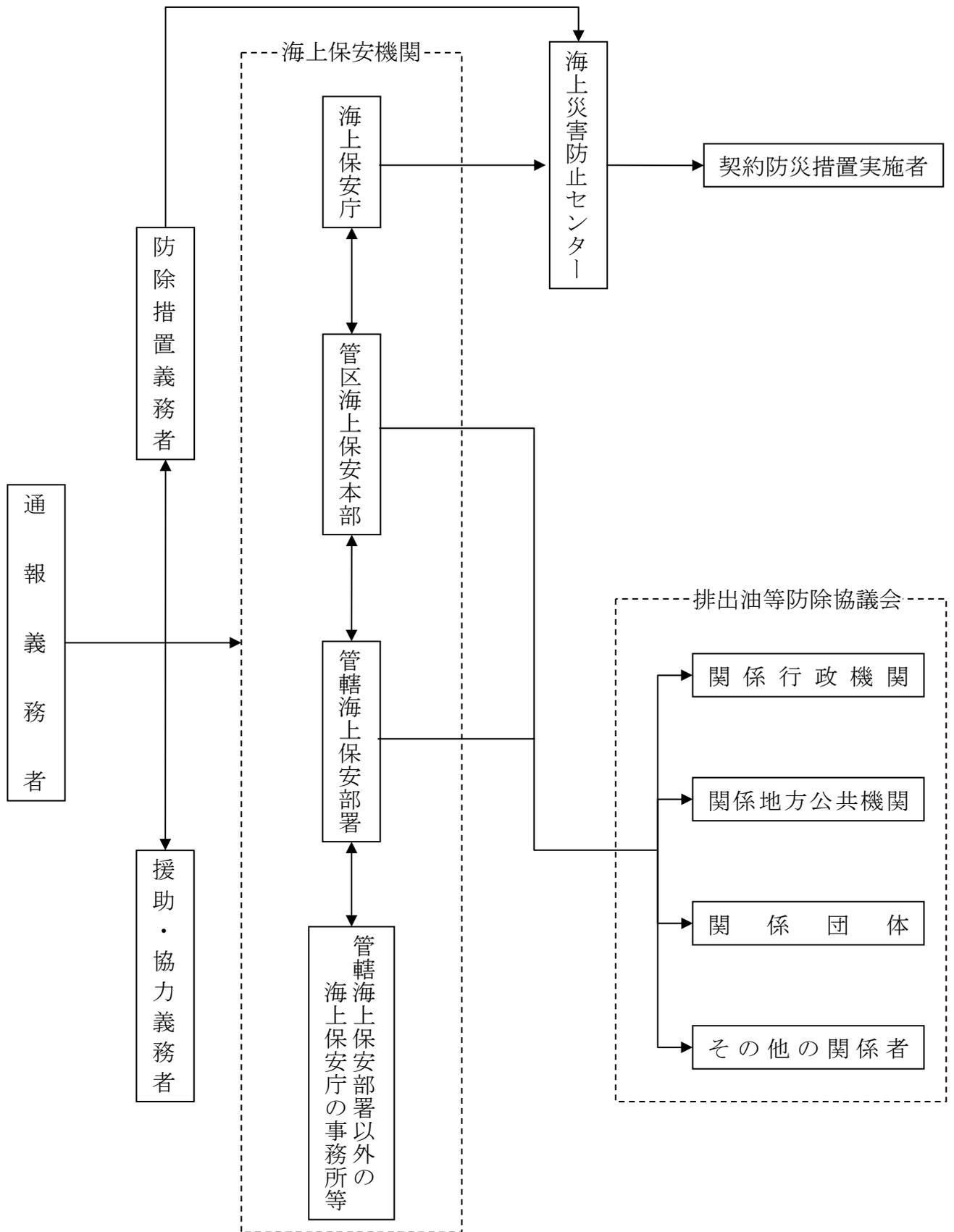
平成19年10月1日現在

担当部署	機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗 組 員	消火設備			備考
							放水量 (L/分×基) 原液保有量(L)	泡放水量 (L/分×基) 原液保有量(L)	粉末放射量 (Kg/秒×基) 薬剤保有量(Kg)	
田辺	関西電力㈱ 御坊発電所	さんぼう	33	11	限定 沿海	3	3,000×1			
高知	高知マリンサービス	金剛丸	165	13.9	平水	21	3,000×1			高知基地
高知	高知マリンサービス	新陽丸	199.45	13	平水	19				須崎
高知	高知マリンサービス	新永丸	199.38	12	平水	17				新宮
高知	須崎曳船	泉陽丸	193.61	10	平水	6				須崎 (H19.12 代替予定)

(13) その他

担当部署	機関名	器材名	性能等
田辺	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネス) ×2
串本	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネス) ×1
徳島	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネス) ×2
美波	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネス) ×2
高知	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネス) ×2
土佐清水	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネス) ×1
宿毛	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネス) ×1

資料 2 2 - 1 連絡系統図



資料22-2 関係機関の連絡先

平成19年10月1日現在

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
海上保安機関			
海上保安庁	第五管区海上保安本部	078-391-6551 078-391-4999	同 左
海上保安庁	和歌山海上保安部	073-402-5850 073-402-5851	同 左
海上保安庁	海南海上保安署	073-492-0134	夜間和歌山保安部へ転送
海上保安庁	田辺海上保安部	0739-24-4999 0739-22-2000～2 0739-22-2008	同 左
海上保安庁	串本海上保安署	0735-62-4999 0735-62-0226	夜間田辺保安部へ転送
海上保安庁	下里水路観測所	0735-58-0084	同 左
海上保安庁	徳島海上保安部	0885-32-4999 0885-33-2244	同 左
海上保安庁	美波分室	0884-77-0555	夜間徳島保安部へ転送
海上保安庁	高知海上保安部	088-831-4999 088-832-7111	同 左
海上保安庁	土佐清水海上保安署	08808-2-4999	夜間高知保安部へ転送
海上保安庁	宿毛海上保安署	0880-65-4999 0880-65-8117	同 左
徳島県排出油防除協議会			
関係行政機関	四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所	0885-32-1090	
関係行政機関	四国地方整備局徳島河川国道事務所	088-654-9266	
関係行政機関	海上自衛隊徳島教育航空群	088-699-5111	同 左
関係行政機関	海上自衛隊小松島航空基地	0885-37-2111	同 左
関係行政機関	徳島地方气象台	088-626-0676	088-622-3857
関係地方公共団体	徳島県（危機管理局）	088-621-2716	
関係地方公共団体	徳島県警察本部	088-621-3101	同 左
関係地方公共団体	徳島市	088-621-5526	088-631-4745
関係地方公共団体	小松島市	0885-32-2227	同 左
関係地方公共団体	鳴門市	088-684-1711	088-698-0195
関係地方公共団体	阿南市	0884-22-9191	0884-22-7915
関係地方公共団体	北島町	088-698-9801	
関係地方公共団体	松茂町	088-699-2111	
関係地方公共団体	美波町（日和佐町・由岐町と合併）	0884-77-3619	同 左
関係地方公共団体	牟岐町	0884-72-1111	0884-72-1390
関係地方公共団体	海陽町（海南町・海部町・宍喰町と合併）	0884-73-4163	0884-73-1234
関係地方公共団体	徳島市消防局	088-656-1192	088-656-1190
関係地方公共団体	小松島市消防本部	0885-32-0119	同 左
関係地方公共団体	鳴門市消防本部	088-684-1335	088-684-1349
関係地方公共団体	阿南消防本部	0884-22-3798	0884-22-1120
関係地方公共団体	海部消防組合消防本部	0884-72-0600	0884-72-0999
関係団体	徳島県漁業協同組合連合会	088-636-0500	088-664-2796
関係団体	徳島県内航海運組合	088-654-7279	0885-38-2985
関係団体	全日本内航船主海運組合徳島支部	0884-23-4710	0884-22-0088
関係団体	（社）徳島県トラック協会	088-632-8810	
関係団体	徳島県石油商業組合	088-622-6406	088-622-6406

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係団体	海水油濁処理協力機構徳島県支部	0885-32-2244	
関係団体	徳島小松島港清港会	088-662-2545	
徳島県排出油防除協議会鳴門地区協議会代表			
地区協議代表者	鳴門市	088-684-1711	088-695-0195
地区協議代表者	松茂町	088-699-2111	
地区協議代表者	鳴門市消防本部	088-684-1335	088-684-1349
徳島県排出油防除協議会徳島地区協議会代表			
地区協議代表者	徳島市	088-621-5526	088-631-4745
地区協議代表者	徳島市消防局	088-656-1192	088-656-1190
徳島県排出油防除協議会小松島地区協議会代表			
地区協議代表者	小松島市	0885-32-2227	0884-32-2227
地区協議代表者	小松島市消防本部	0885-32-0119	同 左
徳島県排出油防除協議会阿南地区協議会代表			
地区協議代表者	阿南市	0884-22-9191	0884-22-7915
地区協議代表者	阿南消防組合消防本部	0884-22-3798	0884-22-1120
徳島県排出油防除協議会海部地区協議会代表			
地区協議代表者	海陽町	0884-73-4163	0884-73-1234
地区協議代表者	海部消防組合消防本部	0884-72-0600	0884-72-0999
和歌山県排出油等防除協議会			
関係行政機関	近畿地方整備局和歌山港湾事務所	073-422-8191	同 左
関係行政機関	陸上自衛隊第37普通科連隊	0725-41-0090(内線429)	0725-41-0090(内302)
関係行政機関	海上自衛隊阪神基地隊	078-441-1001(内線230)	同 左
関係行政機関	和歌山地方气象台	073-422-5348	073-422-1328
関係地方公共団体	和歌山県(危機管理室)	073-441-2273	073-441-2111
関係地方公共団体	和歌山市	073-435-1199	同 左
関係地方公共団体	海南市	073-483-8406	073-482-4111
関係地方公共団体	有田市	0737-83-1111(内線356)	同 左
関係地方公共団体	御坊市	0738-23-5500	0738-22-4111
関係地方公共団体	田辺市	0739-26-9916	同 左
関係地方公共団体	新宮市	0735-23-3333	同 左
関係地方公共団体	湯浅町	0737-63-2525	同 左
関係地方公共団体	広川町	0737-63-1122	同 左
関係地方公共団体	由良町	0738-65-1803	同 左
関係地方公共団体	日高町	0738-63-2051	同 左
関係地方公共団体	美浜町	0738-22-4123	同 左
関係地方公共団体	印南町	0738-42-0120	同 左
関係地方公共団体	みなべ町	0739-72-2015	同 左
関係地方公共団体	白浜町	0739-43-5555	同 左
関係地方公共団体	すさみ町	0739-55-4806	0739-55-2004
関係地方公共団体	串本町	0735-62-0555	同 左
関係地方公共団体	太地町	0735-59-2335	同 左
関係地方公共団体	那智勝浦町	0735-52-0555	同 左
関係地方公共団体	和歌山市消防局	073-428-0119	同 左

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係地方公共団体	海南省消防本部	073-482-0119	同 左
関係地方公共団体	有田市消防本部	0737-83-3119	同 左
関係地方公共団体	湯浅広川消防組合消防本部	0737-64-0119	同 左
関係地方公共団体	日高広域消防事務組合消防本部	0738-63-1119	同 左
関係地方公共団体	御坊市消防本部	0738-22-0800	同 左
関係地方公共団体	田辺市消防本部	0739-22-0119	同 左
関係地方公共団体	白浜町消防本部	0739-43-0119	同 左
関係地方公共団体	串本町消防本部	0735-62-0119	同 左
関係地方公共団体	那智勝浦町消防本部	0735-52-4900	同 左
関係地方公共団体	新宮市消防本部	0735-21-0119	同 左
和歌山県排出油等防除協議会 和歌山地域部会			
海上保安庁	和歌山海上保安部	073-402-5851	同 左
海上保安庁	海南海上保安署	0734-92-0134	同 左
地区協議代表者	和歌山市	073-435-1199	同 左
地区協議代表者	東燃ゼネラル石油㈱和歌山工場	0737-83-5266	073-492-0223
地区協議代表者	全国内航タンカー海運組合関西支部	06-6448-6691	同 左
地区協議代表者	雑賀崎漁業協同組合	073-444-2282	同 左
和歌山県排出油等防除協議会 田辺地域部会			
海上保安庁	田辺海上保安部	0739-22-2000	同 左
海上保安庁	串本海上保安署	0735-62-0226	同 左
地区協議代表者	田辺市	0739-26-9916	同 左
地区協議代表者	新宮市	0735-23-3333	同 左
地区協議代表者	関西電力㈱御坊発電所	0738-23-2811	0738-23-2815
地区協議代表者	和歌山南漁業協同組合本所	0739-22-8520	同 左
地区協議代表者	串本漁業協同組合	0735-62-0080	同 左
地区協議代表者	新日本石油㈱勝浦油槽所	0735-54-0149	同 左
高知県排出油防除協議会			
関係行政機関	四国運輸局高知運輸支局	088-832-1175	080-5661-6553
関係行政機関	四国地方整備局室津港湾建設事務所	0887-23-2944	
関係行政機関	四国地方整備局高知港湾空港整備事務所	088-847-3518	
関係行政機関	四国地方整備局高知河川国道事務所	088-833-6904	
関係行政機関	四国地方整備局須崎港湾建設事務所	0889-42-8350	
関係行政機関	四国地方整備局中村河川国道事務所	0880-34-7301	
関係行政機関	自衛隊高知地方協力本部	088-822-6128	
関係行政機関	陸上自衛隊第14旅団第14施設中隊	088-755-3171	同 左
関係地方公共団体	高知県(消防防災課)	088-823-9096	088-823-9311
関係地方公共団体	高知県安芸土木事務所室戸土木事務所	0887-22-1531	
関係地方公共団体	高知県安芸土木事務所	0887-34-3135	
関係地方公共団体	高知県中央東土木事務所	088-863-2171	
関係地方公共団体	高知県高知港事務所	088-883-3710	088-893-0623
関係地方公共団体	高知県高知土木事務所	088-882-8143	
関係地方公共団体	高知県中央西土木事務所	088-893-2111	
関係地方公共団体	高知県須崎土木事務所	0889-42-1584	
関係地方公共団体	高知県須崎土木事務所四万十町土木事務所	0880-22-1212	

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係地方公共団体	高知県幡多土木事務所	0880-34-5222	
関係地方公共団体	高知県幡多土木事務所宿毛土木事務所	0880-63-2141	
関係地方公共団体	高知県幡多土木事務所土佐清水土木事務所	0880-82-1232	
関係地方公共団体	高知県警察本部	088-826-0111	同 左
関係地方公共団体	高知市	088-823-9040	088-822-8111
関係地方公共団体	南国市	088-863-2111	088-863-3511
関係地方公共団体	室戸市	0887-22-5114	0887-22-1111
関係地方公共団体	四万十町	0880-22-3111	同 左
関係地方公共団体	土佐市	088-852-7647	088-852-1111
関係地方公共団体	須崎市	0889-42-2311	同 左
関係地方公共団体	四万十市	0880-34-1111	同 左
関係地方公共団体	宿毛市	0880-63-1111	同 左
関係地方公共団体	土佐清水市	0880-82-1134	0880-82-1111
関係地方公共団体	安芸市	0887-34-1111	同 左
関係地方公共団体	中土佐町	0889-52-2211	同 左
関係地方公共団体	春野町	088-894-2311	088-894-2311
関係地方公共団体	東洋町	0887-29-3111	同 左
関係地方公共団体	大月町	0880-73-1115	0880-73-1111
関係地方公共団体	香南市	0887-57-8501	0887-56-0511
関係地方公共団体	黒潮町	0880-43-2111	同 左
関係地方公共団体	奈半利町	0887-38-4011	同 左
関係地方公共団体	田野町	0887-28-2811	同 左
関係地方公共団体	安田町	0887-38-6711	同 左
関係地方公共団体	芸西村	0887-33-2111	同 左
関係地方公共団体	高知市消防局	088-822-8151	同 左
関係地方公共団体	室戸市消防本部	0887-22-0014	同 左
関係地方公共団体	安芸市消防本部	0887-34-1244	同 左
関係地方公共団体	南国市消防本部	088-863-3511	同 左
関係地方公共団体	土佐市消防本部	088-852-0001	同 左
関係地方公共団体	中芸消防本部	0887-28-2643	同 左
関係地方公共団体	仁淀消防組合消防本部	088-893-3221	同 左
関係地方公共団体	高播消防組合消防本部	0889-43-1272	0889-42-0119
関係地方公共団体	土佐清水市消防本部	0880-82-1197	同 左
関係地方公共団体	香南市消防本部	0887-55-4141	同 左
関係地方公共団体	播多中央消防組合	0880-34-5881	同 左
関係地方公共団体	播多西部消防組合	0880-63-3111	同 左
関係団体	高知県漁業協同組合連合会	088-823-1365	088-824-6685
関係団体	高知県海運組合	088-832-0271	
関係団体	高知県港湾空港建設協会	088-822-6311	088-844-6178
関係団体	高知県造船工業協同組合	088-847-0595	
関係団体	(社)高知県トラック協会	088-832-3499	088-892-5665
関係事業者等	深田サルベージ建設(株)四国支店	087-851-5301	
関係団体	五台山石油会	088-883-1551	
高知県排出油防除協議会室戸地区協議会代表			

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係地方公共団体	室戸市	0887-22-5114	0887-22-1111
関係地方公共団体	東洋町	0887-29-3111	同 左
高知県排出油防除協議会中芸地区協議会代表			
関係地方公共団体	奈半利町	0887-38-4011	同 左
関係地方公共団体	田野町	0887-28-2811	同 左
高知県排出油防除協議会安芸地区協議会代表			
関係地方公共団体	安芸市	0887-34-1111	同 左
関係地方公共団体	芸西村	0887-33-2111	同 左
高知県排出油防除協議会高知地区協議会代表			
関係地方公共団体	高知市	088-823-9040	088-822-8111
関係地方公共団体	南国市	088-863-2111	088-863-3511
高知県排出油防除協議会高幡地区協議会代表			
関係地方公共団体	須崎市	0889-42-2311	同 左
関係地方公共団体	中土佐町	0889-52-2211	同 左
高知県排出油防除協議会幡多中央地区協議会代表			
関係地方公共団体	土佐清水市	0880-82-1134	0880-82-1111
関係地方公共団体	四万十市	0880-34-1111	同 左
高知県排出油防除協議会幡多西部地区協議会代表			
関係地方公共団体	宿毛市	0880-63-1111	同 左
関係地方公共団体	大月町	0880-73-1115	0880-73-1111

資料 2 3 防災相互通信用無線局保有状況

平成19年10月1日現在

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 578	F3E	158.35	10	田辺海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5062	F3E	158.35	10	田辺海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5068	F3E	158.35	1	田辺海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 518	F3E	158.35	10	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5012	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5394	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5395	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5396	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5397	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5398	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5399	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5480	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 みなべ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 588	F3E	158.35	10	田辺海上保安部 こうや
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5003	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 こうや
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5004	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 こうや
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5482	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 こうや
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5483	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 こうや
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5484	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 こうや
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5485	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 こうや
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 582	F3E	158.35	10	田辺海上保安部 むろかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5192	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 むろかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5194	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 むろかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5242	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 むろかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5271	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 むろかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5450	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 むろかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5451	F3E	158.35	1	田辺海上保安部 むろかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 526	F3E	158.35	10	串本海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5110	F3E	158.35	1	串本海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5156	F3E	158.35	10	串本海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5174	F3E	158.35	1	串本海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 557	F3E	158.35	10	串本海上保安署 むろづき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5340	F3E	158.35	1	串本海上保安署 むろづき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5341	F3E	158.35	1	串本海上保安署 むろづき

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5342	F3E	158.35	1	串本海上保安署 むろづき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5343	F3E	158.35	1	串本海上保安署 むろづき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 549	F3E	158.35	10	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 579	F3E	158.35	10	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5066	F3E	158.35	10	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5091	F3E	158.35	1	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5092	F3E	158.35	1	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5093	F3E	158.35	1	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5094	F3E	158.35	1	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5197	F3E	158.35	1	徳島海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 558	F3E	158.35	10	徳島海上保安部 くわの
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5292	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 くわの
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5299	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 くわの
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5382	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 くわの
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5383	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 くわの
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5384	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 くわの
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5385	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 くわの
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 567	F3E	158.35	10	徳島海上保安部 びざん
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5261	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 びざん
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5262	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 びざん
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5361	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 びざん
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5362	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 びざん
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5243	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 うずかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5442	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 うずかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5443	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 うずかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 517	F3E	158.35	10	徳島海上保安部 まつひかり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5446	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 まつひかり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5447	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 まつひかり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5152	F3E	158.35	10	徳島海上保安部 美波分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5119	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5120	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 583	F3E	158.35	10	徳島海上保安部 美波分室 あしび
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5248	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室 あしび
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5249	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室 あしび

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5363	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室 あしび
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5364	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室 あしび
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5452	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室 あしび
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5453	F3E	158.35	1	徳島海上保安部 美波分室 あしび
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 545	F3E	158.35	10	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 580	F3E	158.35	10	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 586	F3E	158.35	10	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5085	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5086	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5087	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5088	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5169	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5170	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5165	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5166	F3E	158.35	1	高知海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 562	F3E	158.35	10	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5011	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5020	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5021	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5022	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5023	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5024	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5025	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5128	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5137	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5171	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5251	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5252	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5253	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5481	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 559	F3E	158.35	10	高知海上保安部 とさぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5288	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5289	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5290	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさぎり

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5291	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 560	F3E	158.35	10	高知海上保安部 とさみずき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5090	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさみずき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5229	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさみずき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5390	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさみずき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5391	F3E	158.35	1	高知海上保安部 とさみずき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5147	F3E	158.35	10	宿毛海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5154	F3E	158.35	10	宿毛海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5159	F3E	158.35	1	宿毛海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5160	F3E	158.35	1	宿毛海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 564	F3E	158.35	10	宿毛海上保安署 あらせ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5218	F3E	158.35	1	宿毛海上保安署 あらせ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5373	F3E	158.35	1	宿毛海上保安署 あらせ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5374	F3E	158.35	1	宿毛海上保安署 あらせ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5376	F3E	158.35	1	宿毛海上保安署 あらせ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5441	F3E	158.35	1	宿毛海上保安署 あらせ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5155	F3E	158.35	10	土佐清水海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 571	F3E	158.35	10	土佐清水海上保安署 とさつばき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5034	F3E	158.35	1	土佐清水海上保安署 とさつばき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 5035	F3E	158.35	1	土佐清水海上保安署 とさつばき

資料 2 4 海上災害防止センターの契約防災措置実施者一覧

平成 1 9 年 1 0 月 1 日現在

地区	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
高知	高知マリンサービス株式会社	088-831-3132	

海上災害防止センター	TEL 045-224-4311 FAX 045-224-4312
------------	--------------------------------------

資料 2 5 排出油の防除に関する協議会等一覧

平成19年10月1日現在

担当部署	協議会等名称	対象地域	設立年月日	会長	会員の概要	備考
西宮保安署	庄下川水路流出油対策協議会	尼崎庄下川水路	昭和47年12月7日	会員より選出	民間8	
高知保安部	高知県排出油防除協議会	高知県沿岸海域	平成10年8月28日	高知部長	国の機関8, 地方自治体45、民間等146 計199	
和歌山保安部	和歌山県排出油等防除協議会	和歌山県沿岸海域	平成9年10月16日	和歌山部長	国の機関5, 地方自治体52、民間等110 計167	
徳島保安部	徳島県排出油防除協議会	徳島県沿岸海域	平成9年7月14日	徳島部長	国の機関5, 地方自治体35、民間等100 計140	
第五管区本部	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会	大阪湾・播磨灘	平成16年4月27日	五本部長	国の機関3, 地方自治体31、民間等79 計113	

参考 1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況

平成20年3月末現在

資 機 材 名	数量	単位	荷 姿	個 数	総重量	保 管 地	備 考
高粘度油回収装置(ブラシ式)	10	式	コンテナ	一式各2	7.5t+2.5t	稚内、紋別、塩釜、横浜、高知、福岡、三国、伏木、鹿児島、那覇	
高粘度油回収装置(真空ポンプ)	1	式	コンテナ	2	10t+8.5t	網走	
油回収装置(GT-185)	2	台	コンテナ	2	2.8t	横浜、福岡	
外洋型オイルフェンス (ユニブーム1000R)	300	m	専用カバー	1	12.0t	函館、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (補助船使用時)
集油用オイルフェンス (Vスweep)	135 (45×3)	m	コンテナ	1	4.2t	網走、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (単独使用時)
アウトリガー	3	個	コンテナ	1	1.0t	網走、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (単独使用時)
ローラーユニット	3	個	コンテナ	1	0.5t	網走、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (単独使用時)
高粘度油回収ネット	119	式				各管区に5～19	単船使用タイプ
高粘度油専用捕獲材 (オイルスネアー)	330	袋	袋			各管区約30	

参考2 海上保安庁以外の主な排出油等防除資材保有状況

平成20年3月末現在

保管施設所在地	保管資機材	収納・運搬 (数量/1コンテナ)	高 × 幅 × 長(m)	コンテナ 数量	1コンテナ 重量 (t)
日本サルベージ株式会社 門司支店 (海上災害防止センター 所有分を委託管理) 北九州市門司区田ノ浦 15-73	油回収装置 トランスレック250	専用コンテナ(1式/2)	2.8 × 2.44 × 6.06 2.59 × 2.44 × 6.06	1 1	13.0 5.0
	大型オイルフェンス 自己膨張式 NO-800-R	専用コンテナ(250m/1)	2.8 × 2.44 × 6.06	1	10.9
	大型オイルバッグ200	専用コンテナ(1式/1)	1.7 × 1.7 × 2.3	2	2.5
	石油連盟 第一号東京湾基地	油回収装置 トランスレック250	専用コンテナ(1式/2)	4.1 × 2.5 × 7.4 2.59 × 2.44 × 6.06	1 1
極東石油工業㈱ 千葉精油所内	DESMIコンピネーション・スキマ コマラ12K	専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(4式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1 2.59 × 2.44 × 2.99	3 1	3.2 3.1
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	3.1
市原市千種海岸1	大型オイルフェンス 自己膨張式NO-800-R	専用コンテナ(250m/1)	3.1 × 2.76 × 7.4	1	15.0
	RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	ディープシーーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	50	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1) (10ftコンテナ)		1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	大型オイルバッグ 200 t 50t	専用コンテナ(1式/1) (10ftコンテナ)		2 1	— —
	ビーチクリーナー ミバックスシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0
	ミバックスシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65
	ビーチカーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5
	油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9
	石油連盟 第2号瀬戸内基地 (株)ジャパンエナジー 水島精油所内 倉敷市潮通2-1	油回収装置 TARANTURA	専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.44 × 6.06	1
GT-185-8		専用コンテナ(1式/1)	2.3 × 2.2 × 2.8	2	2.8
DESMIコンピネーション・スキマ コマラ12K		専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(4式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1 2.59 × 2.44 × 2.99	3 1	3.2 3.1
コマラ40		専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.4
コマラスター		専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	2.7
大型オイルフェンス RO-BOOM1800		専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
RO-BOOM2200		専用コンテナ(250m/1)	2.35 × 2.2 × 4.0	1	6.4
ディープシーーム		専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
固形式 Solid1150		専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	25	3.5
固形式 プームバッグ		専用コンテナ(200m/1) (10ftコンテナ)		1	0.95
集油型オイルフェンス		専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
アウトリガー		専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
砂浜用オイルフェンス		専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
回収油バージ 25t		専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
大型オイルバッグ 200 t 50t		専用コンテナ(1式/1) (10ftコンテナ)		2 1	— —
ビーチクリーナー ミバックスシステム		専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0
ミバックスシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65	
ビーチカーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	
石油連盟 第3号伊勢湾基地 コスモ石油㈱ 霞地区保有地内 四日市市霞1-22	油回収装置 GT-185-8	専用コンテナ(1式/1)	2.3 × 2.2 × 2.8	2	2.8
	DESMIコンピネーション・スキマ コマラ12K	専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(4式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1 2.59 × 2.44 × 2.99	3 1	3.2 3.1
	コマラ40	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.4
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	2.7
	DIP402	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.59 × 4.27	1	3.5
	大型オイルフェンス RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	ディープシーーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	13	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1) (10ftコンテナ)		1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	ビーチクリーナー ミバックスシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0
	ミバックスシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65
	ビーチカーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5	
大型オイルバッグ 50 t	専用コンテナ(1式/1) (10ftコンテナ)		1	—	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	

保管施設所在地	保管資機材	収納・運搬 (数量/1コンテナ)	高 × 幅 × 長(m)	コンテナ 数量	1コンテナ 重量 (t)
石油連盟 第4号日本海基地 昭和シェル石油㈱ 新潟精油所内 新潟市平和町21	油回収装置 トランズレック250	専用コンテナ(1式/2)	4.1 × 2.5 × 7.4 2.59 × 2.44 × 6.06	1 1	15.0 5.0
	DESMIコンビネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1	3	3.2
	コマラ12K	専用コンテナ(4式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.1
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	2.7
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	3.1
	大型オイルフェンス 自己膨張式NO-800-R	専用コンテナ(250m/1)	3.1 × 2.76 × 7.4	1	15.0
	RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	ディープシープーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	12	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1)	(10ftコンテナ)	1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
大型オイルバッグ 200t 50t	専用コンテナ(1式/1)	(10ftコンテナ)	2 1	— —	
ビーチクリーナー ミニバグシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0	
ミニバグシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65	
ビーチクリーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	
石油連盟 第5号北海道基地 日石三菱精製㈱ 室蘭精油所内 室蘭市陣屋町1-172	油回収装置 トランズレック250	専用コンテナ(1式/3)	4.1 × 2.5 × 7.4 2.59 × 2.44 × 6.06	1 2	14.2 12.9
	DESMIコンビネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1	3	3.2
	コマラ12K	専用コンテナ(4式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.1
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	2.7
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	3.1
	大型オイルフェンス 自己膨張式NO-800-R	専用コンテナ(250m/1)	3.1 × 2.76 × 7.4	1	15.0
	RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	ディープシープーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	1	6.0
	Hdスプリントプーム	専用コンテナ(250m/1)	2.75 × 2.44 × 4.27	1	7.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	12	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1)	(10ftコンテナ)	1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5	
100t	専用コンテナ(1式/1)	2.0 × 2.0 × 2.0	2	0.8	
大型オイルバッグ 50t	専用コンテナ(1式/1)	(10ftコンテナ)	1	—	
ビーチクリーナー ミニバグシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0	
ミニバグシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65	
ビーチクリーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	
石油連盟 第6号沖縄基地 沖縄石油精製㈱ 精油所内 中頭郡与那城町平安座2	油回収装置 GT-185-6	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	2.8
	DESMIコンビネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1	3	3.2
	コマラ12K	専用コンテナ(4式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.1
	コマラ40	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.4
	DIP402	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.59 × 4.27	1	3.5
	大型オイルフェンス RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	Hdスプリントプーム	専用コンテナ(250m/1)	2.75 × 2.44 × 4.27	2	7.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	13	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1)	(10ftコンテナ)	1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	大型オイルバッグ 50t	専用コンテナ(1式/1)	(10ftコンテナ)	1	—
ビーチクリーナー ミニバグシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0	
ミニバグシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65	
ビーチクリーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	

参考 3 大型油回収船一覧

平成20年3月末現在

船名	配備港	総トン数	速力(ノット)	能力(kl/h)
清龍丸	名古屋港	3,526	10.5	1,000
海翔丸	門司港門司区	4,663	13	1,000(渦流式)
				400(投込み式)
白山	新潟港	4,184	12	1,000(渦流式)
				250(投込み式)